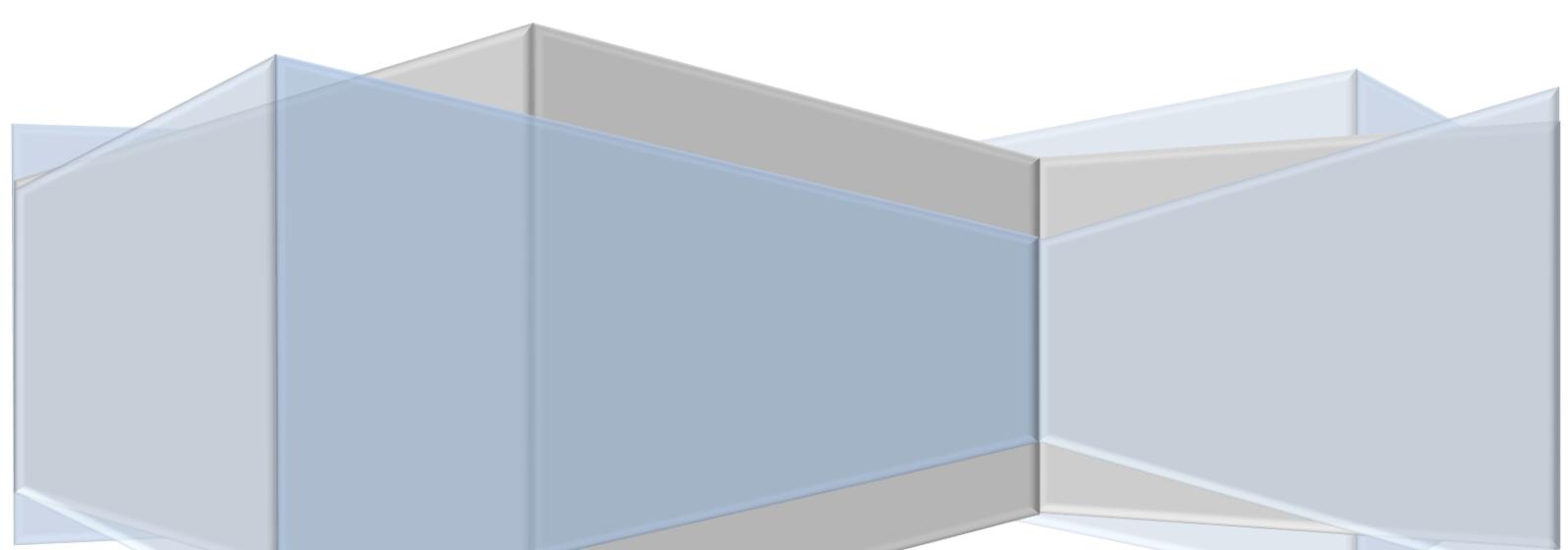


花巻市・花巻市教育委員会

第3期 花巻市教育振興基本計画

～すべての市民が学び合い、たくましく生き抜く強さと、
思いやりの心を育む“人づくり”をめざして～



令和3（2021）年3月26日策定

第3期花巻市教育振興基本計画目次

施策の体系図

第1章	計画の策定に当たって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格と位置づけ	1
3	計画期間	1
4	計画の策定手法	1
第2章	本計画の基本目標と基本方針	2
1	本計画において目指す「市の姿」	2
2	政策分野	2
3	政策別に目指す「市の姿」	2
第3章	本市の教育をめぐる現状と課題	4
1	本市教育の特長	4
2	本市教育の現状と課題	4
	(1) 社会的な要素	4
	(2) 就学期前	5
	(3) 義務教育期	6
	(4) 生涯学習	8
	(5) スポーツ	8
	(6) 芸術・文化	9
3	国等の教育改革の動向	9
4	東日本大震災からの復興	10
5	感染症への慎重な対応と健やかな学びの保障	10
第4章	基本方針の実現に向けた取組	12
1	子育て環境の充実	12
	(1) 子育て支援の充実	12
	(2) 家庭の教育力向上	13
	(3) 就学前教育の充実	14
2	学校教育の充実	16
	(1) 学力の向上	17
	(2) 体力の向上	18

(3) 豊かな人間性の育成	18
(4) 個に応じた支援体制の充実	20
(5) 学校保健の充実	21
(6) 教育環境の充実	21
3 生涯学習の推進	26
(1) 自主的学習の推進	26
(2) 青少年健全育成の推進	27
(3) 国際化の推進	28
4 スポーツの振興	30
(1) 生涯スポーツの推進	30
(2) 競技スポーツの推進	31
(3) 大規模スポーツ大会の開催	32
5 芸術文化の振興	33
(1) 芸術文化活動の推進	33
(2) 先人の顕彰	34
(3) 文化財の保護と活用	35
(4) 民俗芸能の伝承	36
第5章 市民とともに歩む教育行政の推進	38
1 教育委員会の機能強化	38
2 事務局・機関等の機能強化	38
3 開かれた教育行政の推進	38
第6章 計画の進行管理	39
1 基本計画の進行管理	39
2 実施計画の策定と進行管理	39
【用語解説】	40
資料編	
1. 第3期花巻市教育振興基本計画の位置づけ	46
2. 計画策定の経過	47
3. 花巻市教育振興審議会への諮問と答申	48
4. 花巻市教育振興審議会名簿	49
5. 花巻市教育振興審議会条例	50
6. パブリックコメントの実施結果	52
7. 各小中学校・保護者への意見募集結果	57

第3期花巻市教育振興基本計画 施策体系

【花巻市の
将来都市像】

【教育の
基本目標】

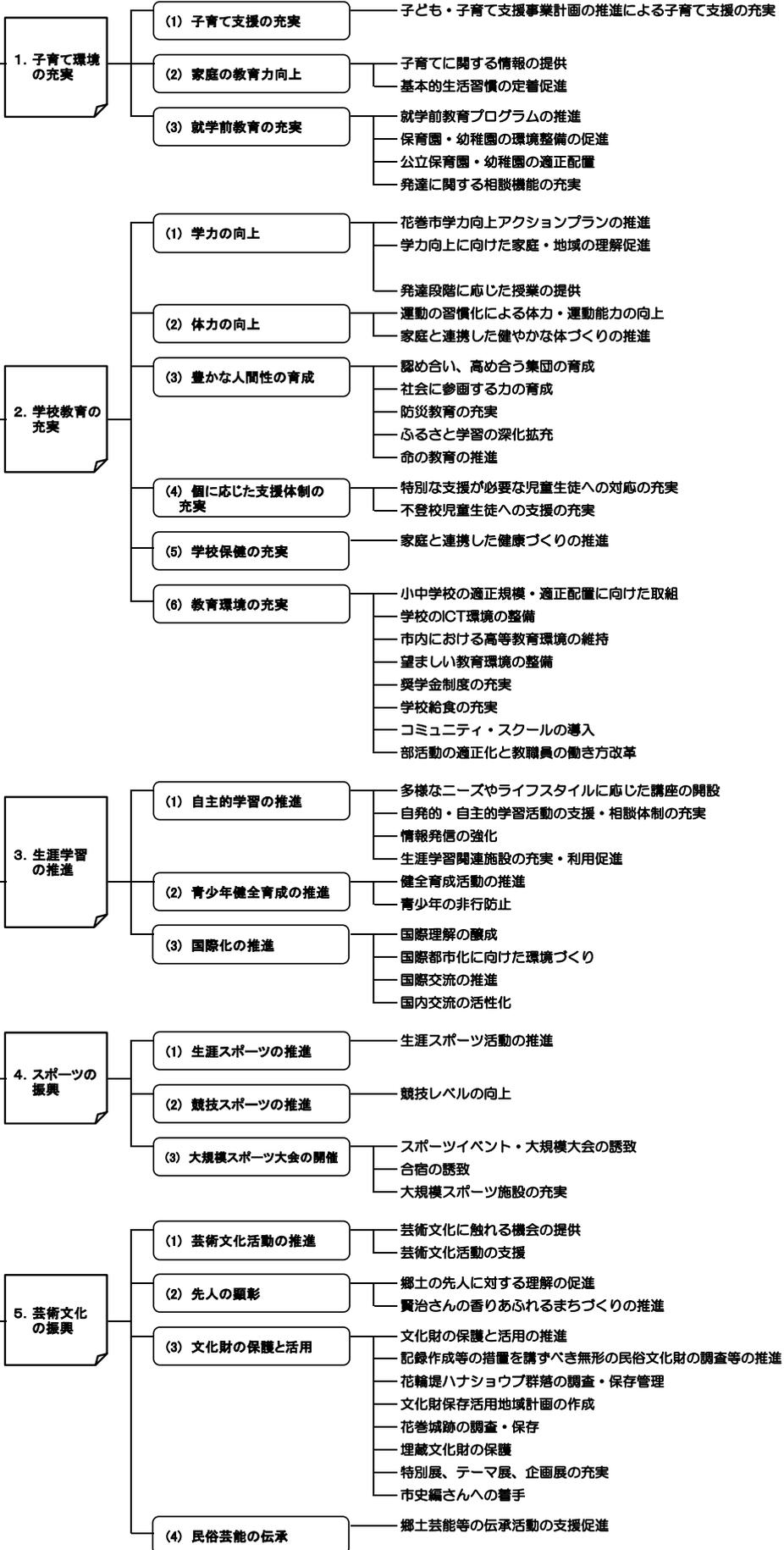
【政策分野】

【施策の領域】

【取組】

市民パワーをひとつに 歴史と文化で拓く 笑顔の花咲く温か都市 イーハートアップはなまき

郷土を愛し、丈夫な体と深い知性を持つ心豊かな市民が育つまち
 くすべての市民が学び合い、たくましく生き抜く強さと、思いやりの心を育む。人づくりをめざして



第3期花巻市教育振興基本計画

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

花巻市のまちづくりの根幹をなす計画である「花巻市まちづくり総合計画 長期ビジョン」は、10年後の本市が目指すまちの姿を包括した将来都市像として「市民パワーをひとつに歴史と文化で拓く笑顔の花咲く温か都市（あったかまち） イーハトーブはなまき」を掲げています。

同計画では、この将来都市像を具現化するため、市民生活に直結する「しごと」、「暮らし」、「人づくり」、その基盤となる「地域づくり」、「行政経営」の5つのまちづくり分野に区分し、教育に関する政策・施策は「人づくり」分野として、「郷土を愛し、丈夫な体と深い知性を持つ心豊かな市民が育つまち」を目指す姿としています。

花巻市教育振興基本計画は、この総合計画の「人づくり」分野に掲げた政策・施策の実現に向け、本市の教育行政の進むべき方向と、これを実現するための基本的な施策と目標を定めるとともに、目標達成のために必要な事業を明らかにするため策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ

花巻市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定により策定するものであるとともに、長期的な展望に立ち、本市の教育振興の方向と目標を定め、これらを達成するための基本的な行政施策と事業を体系化・明確化するものであり、花巻市まちづくり総合計画の「人づくり」分野の具体的な内容を示すものです。

（参考）教育基本法（平成18年法律第120号）[抄]

（教育振興基本計画）

第十七条 （略）

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画期間

計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

4 計画の策定手法

本計画の策定に当たっては、本市が目指す姿を定め、現状を整理し、目指す姿に向かっていくために必要な教育に関する施策を構築するものとします。

第2章 本計画の基本目標と基本方針

1 本計画において目指す「市の姿」

本市が教育行政を通じて実現しようとする「市の姿」は、その実現性を高めるためにも、より多くの市民が納得し、自ら行動しようとする意欲が喚起され、市の姿についてイメージを共有できるものであることが必要です。

このため、本計画において掲げる「市の姿」は、策定作業や説明会、パブリックコメント等、多くの市民の声を反映し策定された、「花巻市まちづくり総合計画」の「人づくり」分野の目指す姿と同一とし、この姿を第3期花巻市教育振興基本計画の『基本目標』とします。

また、基本目標を市民全体で共有するため、実現に向け目指すべき姿を具体的に示すこととします。

第3期花巻市教育振興基本計画の基本目標

「郷土を愛し、丈夫な体と深い知性を持つ心豊かな市民が育つまち」
～すべての市民が学び合い、たくましく生き抜く強さと、
思いやりの心を育む“人づくり”をめざして～

2 政策分野

本計画は、その対象を未就学児や小中学生、また学校に限るものではなく、広く市民を対象とする計画であることから、政策分野も教育に関連するものを広く網羅するものとします。

このため、本計画における政策分野は、国の教育振興基本計画を参酌し、また、花巻市まちづくり総合計画との整合性も考慮し、以下の5分野とします。

- (1) 子育て環境の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 生涯学習の推進
- (4) スポーツの振興
- (5) 芸術文化の振興

3 政策別に目指す「市の姿」

本計画の基本目標達成のためには、各政策分野においても、実現しようとする「市の姿」を明確にすることが重要であり、その姿は、本計画の基本目標の設定と同様に、市民の意見が反映されたものであることが望ましいことから、「花巻市まち

づくり総合計画」の「政策の目指す姿」との整合性を図りつつ、次のとおり定め、これを『基本方針』とします。

(1) 子育て環境の充実

「子育てに喜びを感じ、安心して、健やかな成長を育むまち」

目標とする「市の姿」と「市民の姿」を実現する“人づくり”の第一歩として、「元気な子ども」「やさしい子ども」「考える子ども」を育成する子育て環境をつくります。

(2) 学校教育の充実

「子どもたちが、夢と希望を持ち、たくましく、いきいきと育つまち」

市の将来を担う子どもたちの「郷土への愛着」「丈夫な体」「深い知性」「豊かな心」を育む学校教育環境をつくります。

(3) 生涯学習の推進

「市民が、生涯を通じて学び、広い視野を持って活動するまち」

すべての市民が生涯を通じて学び合いながら、広い視野を持って、まちづくりに取り組む環境をつくります。

(4) スポーツの振興

「市民が、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽にスポーツに親しみ元気に活動するまち」

すべての市民が、スポーツを通じて、健康で元気な生活の基本となる「たくましい体と心」を手にすることができる環境をつくります。

(5) 芸術文化の振興

「市民が、地域の歴史や文化、先人に誇りを持ち、芸術文化に親しむまち」

すべての市民が、地域について学び、芸術や文化に親しむ取組を通じて、「郷土愛」と「豊かな心」を育む環境をつくります。

第3章 本市の教育をめぐる現状と課題

1 本市教育の特長

本市には、藩政時代から学芸に秀でた先人の私塾や庶民に開かれた学問所が設立されるなど、「郷学（ごうがく）¹」の伝統があり、安政年間には文武の学館である「揆奮（きふん）場²」が開設されました。

このような文武を重んずる気風は、学問と武術にとどまらず、産業や芸術の分野でも多くの優れた人材を輩出しました。

このことは、商業の町、宿場町、あるいは農業の町として栄えてきた花巻という地が有する、進取の気風、自己研鑽、そして教育に対する高い意識を示すものであり、この精神が本市教育の第一の特長です。

また、各地域で育まれてきた、歴史や伝統に根差した多彩な文化、早池峰国定公園や田瀬湖などの豊かな自然、さらには、多様なスポーツ施設や博物館・美術館をはじめとした数多くの文化施設など、恵まれた教育環境を有していることが、第二の特長です。

そして、地域の方々が長く教育振興運動³に携わり、学校や家庭、行政とともに学校教育の充実や家庭の教育力の向上に貢献し、地域の教育力の基盤を築いていることが第三の特長です。

私たちは、未来を創る子どもたちのために、この三つの特長を今後も大切に守り育て、発展させていく重要な役割を担っています。

2 本市教育の現状と課題

（1）社会的な要素

近年、急激な人口減少や少子高齢化の進行により、小・中学校の児童生徒数が減少し、学校規模の縮小が進んでいるほか、人口の市の中心部への集中傾向が顕著になっていることで、周辺地域のコミュニティの縮小が加速しています。

このコミュニティの縮小は、本市教育の特長である地域の教育力の基盤が縮小してきている現状を示しており、本計画に示す施策は、コミュニティの縮小という現状を踏まえて構築していく必要があります。

また、社会基盤のうち情報通信については、スマートフォンやタブレットが幅広い世代に普及し、特に勤労世代においては、日常生活を便利にするアイテムとして、欠くことのできない存在になっています。しかしながら、いわゆる「スマホ依存⁴」と言われる状況やネットを介して犯罪に巻き込まれるケースなどが増加しているほか、幼少期から安易にこれらの情報機器を与えられることによる発達上の問題も指摘されており、子どもたちはもとより、市民一人ひとりが適切に情報を取り扱う能力や情報社会に主体的に対応できる力を獲得する必要があります。

子どもたちの健やかな成長を育む基盤である家庭においては、核家族化や親世代の勤労形態の多様化などにより、親と子が向き合う時間が減少しているほか、

子育ての悩みなどを身近に相談できる相手がいない家庭が増加していることなど、子育て世帯をめぐる環境が変容してきています。

また、これまで、家庭をサポートする役割を担ってきた地域は、個人主義的な風潮が進み他者への関与が難しくなっていることに加え、過疎化、高齢化等によるコミュニティの縮小により、その教育力の低下が危惧される状況にあります。

このことから、家庭の教育力を向上させるための取組と共に、地域が人を育て、人が地域を作る好循環を実現できるよう、地域における互助共助の活動を支援していく必要があります。

併せて、非正規雇用者やひとり親家庭の増加等による家庭の経済基盤の脆弱化が、「こどもの貧困⁵」という大きな社会問題につながっていることから、子どもたちの安全・安心な生活を保持するため、福祉部局と連携した支援の必要性が高まっているほか、貧困の連鎖を断ち切るため子どもたちの学ぶ機会の保障と自己の将来設計に対する意識を高めることが求められています。

特に、自己の将来設計に対する意識を高める取組については、農業や商業、観光業に加え、これらを融合した6次産業のほか、近年、県南地域を中心に自動車や半導体関連産業などの産業集積が急速に進んでいることから、子どもたちが本市及び近隣市町に魅力ある産業が多数存在していることを十分理解できるよう、産業界と連携したキャリア教育⁶を充実させていくことが重要です。

さらに、「観光立国⁷」を目指す国の取組により、本市を訪れる外国人観光客が年々増加しているほか、深刻な労働人材不足の解消を目指し「出入国管理及び難民認定法」が改正⁸されたことにより、本市の企業においても外国人労働者が増加している現状から、外国人とのコミュニケーションや外国に関する知識を深める必要性がこれまでになく高まっており、市民一人ひとりの国際感覚とコミュニケーション能力を向上させる必要が生じています。

(2) 就学期前

本市では令和2（2020）年3月に、子ども・子育て支援法に基づく、教育分野と福祉分野を網羅した第2期花巻市子ども・子育て支援事業計画「イーハトーブ花巻子育て応援プラン」を策定し、「子どもが 親が 地域が 育ち 子育てに喜びを感じるまちづくり」を基本理念に掲げ、各種事業を実施しています。

令和2（2020）年5月1日現在、市内には就学前の保育・教育を行う施設として、公立幼稚園2園、私立幼稚園5園、公立保育園9園、私立保育園23園、認定こども園⁹5園、公立小規模保育事業施設1園、私立小規模保育事業施設6園、家庭的保育事業施設1園、事業所内保育事業施設2園、認可外保育施設5園の合わせて59施設があり、約2,900人の子どもたちが、各施設、地域の特色を生かした保育・教育を受けています。

少子化が進む中、第2期計画では、家族形態の多様化や保護者の就労形態の変化等に伴い、保護者の就労支援の観点から、病後児保育を導入し、保育サービスの向上を図りました。今後は、医療的ケア児¹⁰や発達障がい児など、特別な配慮

が必要な子どもへの支援の強化を行う必要があります。

保護者の就労活動等による保育所の入所希望に答えられず待機児童が発生しており、保育施設の整備補助や保育士確保のための事業を実施し、待機児童の解消に努めています。

また、就学前児童の教育・保育のニーズは地域によって特徴があり、その実態に即した施設の適正な配置が求められていることから、前述の「イーハトーブ花巻子育て応援プラン」において、公立保育園・幼稚園の適正配置に取り組むこととしています。

心身ともに健全な子どもの育成をさらに推進するため、本市では県内各自治体に先駆け、市としての就学前教育¹¹の在り方を具体的に示した「就学前教育プログラム¹²」を平成21(2009)年に策定(平成28(2016)年4月1日改訂)し、家庭や地域の教育力の向上、保育園・幼稚園・認定こども園・小学校の連携に取り組んできた結果、子どもの基本的な生活習慣¹³の確立や小学校に入学したばかりの1年生が学校生活になじめない状況が続く、「小1プロブレム」の解消などに、一定の成果を上げています。

今後、この成果をより高めるために、各園で乳幼児期からの保育の質を高め、保幼こ小全ての関係者が育ちと学びの連続性を認識し、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図っていくことが必要です。

また、特別な支援を要する乳幼児については、保護者の不安解消と子どもの発達の促進を図るため、個々の実態に即したきめ細かな支援を行うことが求められています。

(3) 義務教育期

本市における児童・生徒数の推移を見ると、第1期計画を策定した平成19(2007)年の児童生徒数が8,722名であったのに対し、令和2(2020)年の児童生徒数は6,807名と1,915名減少したほか、令和20(2038)年には4,469名と、さらに2,300名以上減少する見込みです。

人口減少に歯止めをかけるという市全体としての課題がある中、今後の児童生徒数の推移を予測しつつ、発達段階に応じた学びの場の提供という観点や施設の老朽化への対応も念頭に、「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、保護者や地域と学校統合等の協議を進めていく必要があります。

学力については、これまでの少人数指導や授業力向上等の取組の成果もあり、岩手県学習定着度状況調査¹⁴及び全国学力・学習状況調査¹⁵結果を見ると、小学校は県や全国とほぼ同等の定着状況にあります。中学校は数学と英語において、県や全国の平均正答率をやや下回る傾向にあり、早期改善が強く求められる状況にあります。

体力については、体力・運動能力調査¹⁶結果を見ると、小学校は全学年で全国平均を下回る傾向にあり、男子児童にその傾向が顕著となっていることか

ら、体を動かす楽しさを実感させ、基礎体力の向上を図ることが求められています。

一方、中学校は全国平均を上回る傾向にあり、中学校における部活動等への取組が、体力の向上に大きく寄与していると考えられます。

しかし一方では、過度な部活動やスポーツ少年団活動から、授業に集中できない、家庭学習時間が十分に確保できない等の問題を生み、中学生の学力向上の妨げの要因の1つになっている可能性も指摘されていることから、平成30（2018）年度に策定した「花巻市部活動等の在り方に関する方針」に基づき、バランスのとれた部活動の在り方を推進する必要があります。

近年社会問題となっている「いじめ問題」への対応については、平成26（2014）年12月に策定、平成30（2018）年3月に改訂した「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、社会全体でいじめを許さない風土を作ることを目指し、学校組織として、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組むことをはじめ、児童生徒の主体的な取組や、教育委員会、保護者、地域など市民それぞれが主体的かつ協力的に行動することが求められます。

市内の児童生徒（小学校5・6年生1,596人、中学校2,358人）を対象に実施した「花巻市内の児童生徒の携帯型デジタル機器使用状況調査」において、自分専用の携帯電話・スマートフォンを持っている児童生徒の割合は、平成27年度の小学校20.9%、中学校34.3%に対し、令和元年度には、小学校30.1%（9.2%増）、中学校54.7%（20.4%増）と、中学校を中心に年々高まっています。一方では、SNS¹⁷（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用により犯罪に巻き込まれる事例やインターネット上での誹謗中傷が深刻化するなどの問題が顕在化してきており、小中学校において、子どもたちが適切に情報を取り扱う能力や情報社会に主体的に対応できる力を育成していくことが求められています。

個に応じた支援体制については、特別支援教育において、障がいの多様化と保護者ニーズの多様化により、通常学級に在籍する特別支援対象児が増加傾向にあることから、学校への支援と担当する教員のスキルアップが求められています。また、不登校児童生徒への対応においては、その原因も多様化、複雑化している現状から、防止に向けた取組と支援体制をより一層充実させる必要があります。

義務教育期においては、令和2（2020）年度から新学習指導要領¹⁸が順次実施され、社会と連携・協働し、新しい時代に必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」が推進されており、今後は、コミュニティ・スクール¹⁹等の仕組みを構築し、地域の教育財産を生かした学校マネジメントの充実による「地域とともにある学校づくり」が、ますます求められています。

食育²⁰の充実と豊かで魅力ある食生活の実現へ向けて実施される学校給食については、学校給食費公会計移行及び学校給食センターの管理運営を学務管理課学校給食管理室が一元管理することにより、栄養教職員がより一層効果的な

食に関する指導を実践できる環境を構築します。

また、学校給食センターは、全体的に施設及び大型備品の老朽化が著しく、今後も安全安心な学校給食の提供を行うことを最優先に、学校給食法や学校給食衛生管理基準等に基づく衛生水準を確保できる施設の維持及び再編について検討する必要が生じています。

(4) 生涯学習

市民のライフスタイルが多様化する中、自己形成・自己啓発を図る上でも生涯学習に対する関心が高まっているものの、ニーズは多様化してきており、集団での生涯学習活動は減少傾向にあります。

高齢者の生きがいづくりや社会参加の足がかり、貴重な知識や経験を生かした地域活性化の手法として生涯学習による地域振興が期待されています。

生涯学習においては、今後も学習機会が確保される環境づくりが必要であり、関連施設の老朽化への対応をはじめとして、より多くの市民が生涯学習活動に参加できるように意識の醸成を図ることやニーズの把握が必要です。また、生涯学習活動を通じて得た知識や技術を、「地域づくり」や「次世代の人材育成」につなげていくことが重要です。

青少年期の健全育成については、次代を担う青少年が、社会の一員であることを自覚し、自ら進んで社会参加できるよう、家庭・地域・教育機関・行政が連携して、必要な環境づくりを進めることが求められています。

特に、家庭教育は子どもが基本的な生活習慣を身につけ、社会性や人間関係の基本を学ぶ上で重要な役割を担うものであり、教育振興運動の実践組織と連携・協調しながら、「家族」を対象とした子育てに関する情報や学習機会を提供していくことが重要です。

(5) スポーツ

本市では、各スポーツ施設の大規模改修などの事業を通じて、市民にスポーツ活動の場を提供してきたほか、スポーツ少年団活動や早起きマラソンなど、地域に根ざした生涯スポーツ活動の定着にも取り組んできました。

しかしながら、令和2（2020）年度市民アンケートによると、20歳以上の市民のうち、ほとんど運動をしていない者の割合が、第2期教育振興基本計画策定時平成27年度時点から減少しているものの30.6%と依然高い傾向にあり、今後においても、継続的な運動の実施について、啓発活動ときっかけ作りを進めることが必要となっています。

また、競技スポーツにおいては、令和4（2022）年に「日本マスタース2022岩手大会（仮称）」や令和5（2023）年に「第49回東北総合体育大会」が県内で開催されることもあり、地元選手のさらなる活躍が期待されるほか、全国規模の大会に出場する選手に対し経費等の助成拡充が必要となっています。

さらに、高速交通網の利便性や全国有数の温泉宿泊施設、充実したスポーツ施

設などの地域特性を生かし、全国規模の大会やプロスポーツイベントなど、トップレベルのプレーを身近で観戦することができる機会をより多く創出することにより、スポーツに対する関心が深まり、スポーツ愛好者の増加や選手の競技力の向上が期待されます。

(6) 芸術・文化

「本市教育の特長」にも記載したとおり、本市には、偉大な先達・先人たちが築いた歴史や伝統に根差した多彩な文化があり、多くの芸術文化団体が、創造と探究の意欲を持ち、自主的に活動に取り組んでいます。

その一方では、先人の顕彰や掘り起こしの不十分さ、市内芸術文化団体の会員の高齢化とそれに伴う参加者の減少といった課題を抱えており、生涯学習参加者の裾野の拡大をより一層進めるなど、将来を見据えた改善が必要となっていることから、若い世代が意欲的に芸術文化に触れる場を提供するためSNS等を活用した芸術活動の周知の拡大を図ります。

このほか、芸術文化活動の発表、鑑賞及び学習の場である文化会館や博物館等の社会教育施設の老朽化が進んでいることから、花巻市公共施設マネジメント計画に基づき、市民が安全に安心して利用できる施設を維持していく必要があります。

また、本市には国指定の旧小原家住宅をはじめとする建造物や美術工芸品等の多くの有形文化財があり、その保存・保護・活用のための課題を整理し、所有者や管理者と共に必要な措置を検討し講ずる必要があります。

さらに、本市には、国指定無形民俗文化財第1号でありユネスコ世界無形文化遺産に登録された早池峰神楽をはじめとする数多くの民俗芸能²¹が存在し、各団体がその継承活動に熱心に取り組んでいます。

しかしながら、多くの団体において少子高齢化等による後継者不足が進んでいることから伝承に苦慮している実態もあります。そのため、後継者対策も含めた活動支援策とあわせ、より多くの市民が民俗芸能に対する理解と認識を深めるための取組が求められています。

本市の埋蔵文化財は、岩手県遺跡台帳によると令和元(2019)年度末現在1,007箇所であり、今後も埋蔵文化財の適切な保護・保存に努めるとともに、歴史を明らかにするための学術調査や、開発により破壊が免れない遺跡の記録保存調査を行う体制の維持が必要になっています。

3 国等の教育改革の動向

文部科学省では、平成26(2014)年9月に「小中連携・一貫教育の推進」に関する考えを、平成27年(2015)1月には「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を公表し、少子化がさらに進むことが予想される中で、活力ある学校づくりを実現していくための基本的な考え方を示しています。

さらに、平成29(2017)年告示の学習指導要領において、新たに「社会に開かれた

教育課程」の重視や、小学校における外国語科の導入やプログラミング的思考の育成、中学校における部活動の持続可能な運営体制等に取り組むこととされたほか、新型コロナウイルス感染症への対策という側面もあり、1人1台タブレットの導入が急速に進むなど義務教育を取り巻く環境は、目まぐるしく変化しています。

一方で、近年、教職員の業務の長時間化が深刻化していることを受け、国においては、令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」を公布し、学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、平成31年1月に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を法的根拠のある「指針」に格上げするとともに、休日の「まとめ取り」のため、一年単位の変形労働時間制を各自治体の判断により条例で選択的に活用できる体制づくりを行いました。さらには、令和4年度を目途に小学校高学年に教科担任制を導入すること、令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域移行していくこと等にも取り組むとの方針が示されています。

また、平成27年度に「子ども・子育て支援新制度²²」が施行され、教育と福祉が密接に連携する必要性が高まっているなど、教育分野の拡大が進んでいます。

本市においても、国等の制度改革の方向性を見極めながら、地域の実態を適切に捉え、政策を展開する必要があります。

4 東日本大震災からの復興

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災は、多くの尊い生命が失われるなど甚大な被害をもたらし、災害を目の当たりにした子どもたちの心にも深い影響を与えました。

震災後、岩手県は『復興教育の推進』を掲げ、心のサポート授業、キャリア教育事業、被災地支援ボランティア、東日本大震災に関する学習を通じて、震災からの復興・発展を支える児童生徒の育成に取り組んでいます。

このように学校教育現場において、復興の歩みを途切れさせず、震災の記憶を風化させない取組は重要ですが、学校のみならず地域においても、復興を支援し災害への備えを確かなものとする取組が必要となっています。

5 感染症への慎重な対応と健やかな学びの保障

新型コロナウイルス感染症の拡大は、国から学校の臨時休業を要請されるなど、本市の教育環境にも大きな混乱をもたらしました。

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」では、活動の内容を工夫しながら可能な限り、積極的に授業や部活動、各種行事等の学校活動の継続に取り組み、子どもたちの学びを保障していくこと、具体的には休業中の登校日の設定や分散登校などのほか、次年度以降を見通した教育課程の編成や学習活動の重点化、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携したオンライン教育を使いこなし、ハイブリッド化したかたちで協働的な学びを展開するという新たな教育様式の構築などが求められています。

本市においても、新型コロナウイルス感染症への対応の長期化と併せ、次の新たな感染症が発生することも想定し、感染拡大の状況がどのような場合でも、学校での学びを止めないために、ICT²³の活用と校内で行う分散授業などについて、準備に万全を期し、新たな流れに的確に対応することで、子どもたちを誰一人取り残すことなく、健やかな学びを保障していくことが重要になっています。

第4章 基本方針の実現に向けた取組

政策分野別の基本方針を実現するための具体的な取組と、その成果を検証するための指標は以下のとおりとします。

なお、推進する事業の具体的な内容、目標、年次展開等については、本計画に基づき別途策定する『第3期教育振興基本計画実施計画』において定めるものとします。

1 子育て環境の充実

【基本方針】

「子育てに喜びを感じ、安心して、健やかな成長を育むまち」

少子化が進行する中、本市の次世代を担う子どもたちが健やかに成長していくためには、子育てを行う環境の充実を図る必要があることから、親が安心して子育てを行うことができるようにするため様々な支援を行います。

また、就学前教育の充実を図り、子どもたちが、生涯にわたり心身ともに健康な生活を送ることができる基盤づくりを進めます。

【成果指標】…まちづくり市民アンケート²⁴（現状値＝令和2（2020）年度結果）

指標名	現状値	4年度 (2022)	7年度 (2025)
子育てしやすいまちだと感じる市民の割合	64.0%	65.0%	66.5%

[目標設定の根拠]

本指標は、市が行う子育て支援に対する総合的な満足度を示すものです。

平成27（2015）年度から令和2（2020）年度の実績は、増減はあるものの、おおむね微増で推移しています。

目標値は、令和2（2020）年10月に策定したまちづくり総合計画第3期中期プランに基づくものであり、令和2（2020）年度実績値64.0%から年0.5%増加し、令和7（2025）年度には66.5%となる設定としています。

（1）子育て支援の充実

【課題】

- ① 地域の保護者同士が、子育てに関する悩みや不安を相談する機会が減少していることから、子育てに関する相談体制や保護者の交流等を生む取組等の充実が求められています。
- ② 保護者の就労活動等による入所希望に応えられず待機児童が発生しており、待機児童解消のため、一層の保育士確保対策が求められています。

- ③ 核家族化の進行、ひとり親家庭の増加、共働き世帯の増加等子どもを取り巻く社会状況が変化していることから、児童が安心して生活できる放課後の居場所の確保が求められています。

【取組】

◆子ども・子育て支援事業計画の推進による子育て支援の充実

令和2（2020）年3月に策定した「第2期花巻市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て家庭を支援するため、子育て中の親子の交流促進、子育て相談、情報提供を行うとともに、地域全体で子育てを支援する情報ネットワークの構築に取り組みます。

待機児童を解消するため、再就職支援金の貸付や家賃補助、奨学金返済補助などを実施し、保育士確保に継続して取り組みます。

子どもたちの放課後の居場所と安全を確保し、健全な育成を図るため、学童クラブの運営について、利用者ニーズに応じた適切な運営体制の確立と施設整備を推進します。

【事業】

① 地域子育て支援センター事業

〔子育て相談、親子の交流促進、子育てサークル等の支援、子育て支援活動団体等の情報交換・研修 等〕

② 保育力充実事業

〔保育士再就職支援金の貸付、保育士等の奨学金返済への補助 等〕

③ 放課後児童支援事業

〔学童クラブ事業委託、学童クラブ施設整備 等〕

（2）家庭の教育力向上

【課題】

- ① 家庭形態や保護者の就労形態の多様化等により、親が子どもと向き合う時間や豊かな経験を有する祖父母などから、子育てについて学ぶ機会が減少していることから、子育てに関する情報を行政等が中心となって提供していく必要があります。
- ② 子どもたちが健康に育つために必要な「食事」「睡眠」「排泄」「清潔」「衣服の着脱」に関する基本的な生活習慣と「あいさつ」等のマナーやエチケットを小学校就学までに身につけさせる必要があります。

【取組】

◆子育てに関する情報の提供

各家庭が、子どもが生まれ育つ基本的な場として適切に機能し、子どもたちが心身ともに健全に成長できるよう、家庭、保育園、幼稚園、認定こども園等、小学校、地域、行政が連携し、子育てに関する有益な情報を提供していきます。

◆基本的な生活習慣の定着促進

家庭における子どもたちの基本的な生活習慣等の定着を図るため、保護者と子どもが一緒に取り組めるよう、保育園・幼稚園・認定こども園等を通じて啓発と推奨に努めます。

【事業】

① 家庭教育力向上事業

〔子育て講演会、ニコニコガイドの発行、家族でニコニコチャレンジ、ニコニコせんせい体験 等〕

(3) 就学前教育の充実

【課題】

- ① 「就学前教育プログラム」に基づく取組により、子どもの基本的な生活習慣の確立や小学校へのスムーズな接続などに効果が表れてきていることから、一層、保幼こ小の全ての関係者が育ちと学びの接続を重視する必要があります。
- ② 運動する子どもとしない子どもの二極化、肥満傾向の子どもの増加等が見られることから、就学前に運動の習慣化を図る必要があります。
- ③ 児童の安全確保を図るため、公立保育園・公立幼稚園施設の適切な管理が必要です。また、私立幼稚園の良好な保育、教育環境の維持のための支援も必要です。
- ④ 少子化が進行する中、就学前児童の教育・保育のニーズの地域的偏りが顕著になっています。
- ⑤ 少子化の進展により、保護者が子どもの発達の遅れや他の子どもとの発達の違いに気づく機会が減少していることから、機会を捉えた相談・支援の充実を図ることが必要です。

【取組】

◆就学前教育プログラムの推進

保育の質の向上及び幼児教育と小学校教育との円滑な接続のため、「就学前教育プログラム」に基づき、乳児期からの育ちと学びの連続性の認識に立ち、体系的な研修を保育園・幼稚園・認定こども園と一体的に継続して実施し、就学前教育の充実を図るとともに、保育園・幼稚園・認定こども園と小学校との連携を深めるため交流や合同での研修会を継続して実施します。

また、健全な心身の発達を促すため、遊びを工夫し日々の保育に生かす研修にも継続して取り組みます。

◆保育園・幼稚園の環境整備の促進

「公共施設マネジメント計画」に基づき、公立保育園・公立幼稚園の適切な施設修繕を行います。

私立幼稚園については、運営や預かり保育体制への支援を実施し、良好な教育環境の維持を支援します。

◆公立保育園・幼稚園の適正配置

特別な配慮が必要な子どもの受入れや地域の特性への対応など公立施設の役割を

保持しつつ少子化に対応するため、「花巻市公立保育園・幼稚園の適正配置に関する基本指針」に基づき、公立保育園・幼稚園の環境整備に努めます。

◆発達に関する相談機能の充実

乳幼児の発達の遅れ等を早期に発見するため、保健センターでの健診や幼稚園・保育園での巡回相談などを通じて、不安を抱える保護者の相談に対応していくほか、発達障がいと思われる場合や言語における課題がみられる場合には早期に支援を開始します。

【事業】

- ① はなまき保幼一体研修事業
〔保幼こ小連携研修、市内保幼特別支援教育担当者研修会、専門研修 等〕
- ② 幼稚園教育環境充実事業
〔幼稚園無償化給付、幼稚園等預かり保育利用料補助、私学運営補助、公立幼稚園維持修繕 等〕
- ③ 保育所保育環境充実事業
〔公立保育園の施設維持修繕 等〕
- ④ 発達支援事業、幼児ことばの教室事業
〔発達相談、発達支援保育巡回訪問、ことばの巡回検査、ことばの指導・相談 等〕

2 学校教育の充実

【基本方針】

「子どもたちが、夢と希望を持ち、たくましく、いきいきと育つまち」

各小中学校が、児童生徒の実態や課題を的確に捉え、小中連携の強化を図りながら、「家庭や地域と連携した学校づくり」や「チーム学校」の概念のもと、上記基本方針に基づき教育活動を推進し、「知・徳・体」のバランスのとれた活力ある児童生徒の育成を目指します。

学校運営においては、コミュニティ・スクールを導入し、マネジメントの工夫による、創意と調和に満ちた教育課程の編成や特色ある教育活動を推進し、児童生徒がゆとりをもって楽しく学習に取り組める環境の構築による学力の向上を図ります。

いじめへの対応については、「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、学校全体がチームとして機能することで、未然防止、早期発見、早期解決を図るとともに、子どもたちに「命の大切さ」を伝える教育活動を通じて、「自己肯定感」や「自己有用感」を高める取組を推進します。

また、適切な学校評価の実施と積極的な情報公開に取り組み、保護者や地域と連携した学校運営の充実に努めます。

【成果指標】…岩手県学習定着度状況調査、全国体力・運動能力、運動習慣等調査（現状値＝令和元（2019）年度）

指標名		現状値	4年度 (2022)	7年度 (2025)
将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合	(小)	88%	89%	90%
	(中)	75%	76%	80%
運動やスポーツが好きな児童生徒の割合	(小)	92%	92%	92%
	(中)	81%	82%	83%
自分にはよいところがあると思っている児童生徒の割合	(小)	69%	78%	78%
	(中)	70%	71%	71%
児童生徒の学力の定着状況 (県平均=100)	(小)	99	100	101
	(中)	99	100	101

[目標設定の根拠]

本指標は、「知・徳・体」のバランスのとれた活力ある児童生徒の育成度合いを図るものです。

平成27(2015)年度から令和元(2019)年度までの実績は、小中学校ともに改善傾向にありますが、「学力」において停滞が見られる状況にあります。

目標値は、改善傾向にあるものは現状維持を図ることとし、「学力」は県平均を上回ることを目標としています。

(1) 学力の向上

【課題】

- ① 全国や県とほぼ同等の学力が身につけていますが、基礎的・基本的な知識及び技能や課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の学力の育成が十分とはいえない教科が見られる状況であり、早期改善が求められています。
- ② 複式学級校に在籍する児童は、多くの同年齢集団で学習する機会が少ないことから、発達段階に応じた協働的な学びの場を提供することが必要です。

【取組】

◆花巻市学力向上アクションプラン²⁵の推進

児童生徒の学力の向上は本市教育の最重要課題であることから、「花巻市学力向上アクションプラン」に基づき、「生活・学習環境の向上」や「学習者主体の授業改善」「家庭学習の抜本的改善」に取り組み、ICTの活用も図りながら確かな学力の獲得を実現します。

特に、各学校長の強いリーダーシップのもと、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善と併せ、社会に開かれた教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント²⁶」を推進します。

◆学力向上に向けた家庭・地域の理解促進

十分な家庭学習時間の確保のために必要な、「ノーメディア運動」や「部活動の適正な活動時間の設定による家庭学習の充実」の実現に向け、学校・家庭・地域が協議する場を設定し、学力向上のための家庭・地域の理解促進に努めます。

また、学力向上支援員を活用し、児童生徒並びに保護者に対し、学びの意識の啓発に努めます。

◆発達段階に応じた授業の提供

複式学級の児童を対象とする他校との交流学习の開催を支援し、児童の発達段階に応じた実技教科の授業を提供します。

【事業】

① 学力向上推進事業

〔はなまき授業サポーター（小学校）及び中学サポーター²⁷の配置、学習定着教材の活用 等〕

② まなび交流学习事業

〔複式学級校と隣接校が行う交流学习支援〕

③ 小学校・中学校外国語教育推進事業

〔外国語指導助手²⁸の派遣、中学生の英語検定料助成 等〕

④ ICT活用事業（仮）

〔ICT活用についての教職員への研修、支援員の配置〕

（２）体力の向上

【課題】

- ① 日常の運動が習慣化されていないことにより、体力・運動能力が低い児童生徒が見られ、特に小学生の低下が著しいことから、その向上に取り組むことが必要です。
- ② 運動の習慣化を図るため、児童生徒の健やかな体づくりを進めることが必要です。

【取組】

◆運動の習慣化による体力・運動能力の向上

各校において、体力テスト等の分析結果を基に児童生徒の体力の実態を把握し、体育の授業改善を図るとともに、始業前や業間活動における運動の励行、体育的な行事の充実のほか、外部人材を活用した体育指導の実施等により、学校教育全体の中で児童生徒の体力向上を図る取組を推進します。

また、各種体育大会の開催等を行っている団体の活動支援を通じ、児童生徒の体力及び競技技術の向上を図ります。

◆家庭と連携した健やかな体づくりの推進

運動に取り組むためには、一定の体力を有していることが必要であり、そのためには、「早寝・早起き」や「栄養バランスの良い食事」等が毎日の生活の中で実現されていることが重要であることから、学校と家庭が連携し、児童生徒の健やかな体づくりを進めていきます。

【事業】

① 体力向上実践推進事業

〔基礎体力の向上に取り組む実践校支援〕

② 小中学校スポーツ振興事業

〔小学校体育連盟及び中学校体育連盟の活動支援〕

（３）豊かな人間性の育成

【課題】

- ① グローバル化や高度情報化の進展、環境汚染など地球規模の課題に直面している中、学校においては、教育活動全体を通じて、コミュニケーション能力やソーシャルスキル（社会の中で普通に他人と交わり、共に生活していくために必要な能力）の育成を図り、望ましい集団づくりを進める中で、お互いを認め合うことの大切さ等を実感させる取組の重要性が増しています。
- ② 令和元（2019）年度「岩手県学習定着度状況調査」における自己肯定感に関する調

査結果を見ると、小中学校ともに岩手県より低い結果となっており、本市の子どもたちの自己肯定感の育成が急がれる状況にあります。

- ③ 児童生徒個々の人間性を高めるため、個人や団体等によるボランティア活動を積極的に評価し、地域への貢献活動等に目を開かせることが必要です。
- ④ 東日本大震災から10年が経過し、被災の記憶が薄らいでいることから、児童生徒の防災等に対する意識を継続して高めていくことが必要です。
- ⑤ 地域体験やキャリア教育の充実を通じた、郷土を愛する心と職業観の育成が求められており、より効果的かつ実践的な体験メニューの発掘が求められています。
- ⑥ 「いじめは、全ての児童生徒、全ての学級、全ての学校で起こり得る」との認識に立った上で、いじめを許さない気運の醸成と、早期解決に向けた支援を行うことが必要です。

【取組】

◆認め合い、高め合う集団の育成

家庭との連携を図りながら、学校教育目標と連動した生徒指導の充実による、一人ひとりに向き合う学級づくりに取り組むとともに、「主体的・対話的で深い学び」や「考え、議論する」道徳、持続可能な開発目標（SDGs²⁹）に基づく実践等により、子どもたちがお互いを認め合い、高め合うことができる集団づくりを実現し、高い規範意識と自己肯定感を育みます。

◆社会に参画する力の育成

児童生徒が学習や運動のみならず、主体的に社会や地域に関わり、主権者として生きていくための多面的な力を育成するため、主権者教育の充実を図ります。

また、ボランティアなど自主的な活動を支援し、社会参画や地域貢献に対する意欲を育成するとともに、外国語指導助手を活用して、国際的な視野を養います。

◆防災教育の充実

東日本大震災からの復興・発展を支える児童生徒を育成するため、岩手県が作成した復興教育副読本「いきる かかわる そなえる」を活用した授業等により、「復興教育」と「防災教育」の充実を図ります。

◆ふるさと学習の深化拡充

本市の文化・環境・歴史等に関する学習・研究を行う地域体験やキャリア教育を「ふるさと学習」と位置づけ、その充実を図るため、地域の関係団体や博物館等の教育施設と連携するとともに、総合的学習の時間における授業の組立て等について、助言・指導に努めます。

また、この取組により、花巻市民としてのアイデンティティの醸成を図り、児童生徒がまちづくりに参画する素地を養います。

◆命の教育の推進

児童生徒が自ら考え行動する主体的ないじめ防止の取組として、道徳教育を学校の教育活動全体で計画的に実施するとともに、「考え、議論する」道徳への質的転換を図り、児童生徒が自らを価値ある存在と認め、自分を大切に思う自尊感情を高めると

ともに、他者の存在に思いをはせ、共感する体験を通して、限りある命を生きていることの素晴らしさを実感する「命の教育」を推進します。

また、「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、「花巻市いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、各機関・団体との連携を図るほか、市広報紙において、いじめ防止等のための取組を市民に周知するなど、家庭・PTAとの連携はもとより、社会全体でいじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組む機運を醸成します。

いじめが発生した場合は、学校がチームとして対処するとともに、市のスクールソーシャルワーカーや生徒支援員、教育相談員、指導主事等が連携して対応するなど、いじめの早期解決に向けた支援を実施します。

【事業】

- ① キャリア学習支援事業
〔体験的な学習の支援、生徒会ボランティア活動支援、東日本大震災からの復興・防災教育の充実 等〕
- ② 小学校・中学校外国語教育推進事業
〔外国語指導助手の派遣〕
- ③ 学校文化活動事業
〔中学校文化連盟への活動支援、音楽コンクール等への出場のための補助金交付 等〕
- ④ 花巻市いじめ問題対策連絡協議会の開催

（４）個に応じた支援体制の充実

【課題】

- ① 障がいの有無によらず、誰もが地域の学校で学べる「インクルーシブ教育³⁰」の推進により、各学校や学級における、特別な支援を必要とする児童生徒への対応の多様化が進んでいることから、特別支援教育の更なる充実が求められています。
- ② 不登校児童生徒の出現は、小学校、中学校ともに増加する傾向が見られることから、小学校と中学校の連携を密にし、相談・支援体制を整え、早期に対応することが必要です。

【取組】

◆特別な支援が必要な児童生徒への対応の充実

特別な支援が必要な児童生徒への対応については、必要に応じて学校に「ふれあい共育推進員³¹」を配置するほか、校内特別支援教育研修会の講師派遣を行い、各校においてきめ細かな指導を行うための体制を整備します。

また、より専門的な支援として、教育相談員による発達検査や保護者との教育相談等を実施します。

◆不登校児童生徒への支援の充実

不登校児童生徒やその保護者等に対して、生徒支援員³²や教育相談員³³、スクールソーシャルワーカー³⁴による家庭訪問のほか、スクールカウンセラー³⁵によるカ

ウンセリングの実施により、各校における不登校児童生徒への対応を支援します。

また、福祉担当者等と連携したケース検討会議の開催等に取り組み、必要に応じて児童福祉相談所等の関係機関との連携も行い、学校を支援していきます。

【事業】

① 特別支援事業

〔ふれあい共育推進員の配置、ことばの教室巡回指導員³⁶の配置、特別支援教育研修の講師派遣、教育相談員及び生徒支援員、スクールソーシャルワーカーの配置、ケース検討会議の開催、児童生徒適応指導教室（風の子広場の運営）等〕

（5）学校保健の充実

【課題】

- ① 生活習慣病予防検診（小4・中1）における有所見者の割合は約16%（R1結果）で、前回計画策定時の平成26年度と比較し減少傾向にありますが、疾病予防、早期発見のためにも引き続き健診を行い、家庭と連携した「食育」と「運動」の両面からの指導が必要です。
- ② 歯科保健は、年々う歯の未処置者の割合が減少しているものの、小学校低学年の未処置率が高い傾向にあり、歯肉の状態の有所見者率についても全国平均を上回っていることから、治療の必要性について家庭の理解促進を図ることが必要です。

【取組】

◆家庭と連携した健康づくりの推進

児童生徒の生活習慣病予防については、家庭でのバランスのとれた食生活と継続的な運動が予防のポイントであることから、「学校保健だより」や面談により、生活改善の必要性について周知・啓発に取り組みます。

また、有所見者については、かかりつけ病院の医師から本人と保護者への継続的指導が最も効果的なことから、各校において受診を促す取組を実施します。

歯科については、歯科健診後に「受診のおすすめ」や「学校保健だより」等による口腔衛生の周知・啓発を行い、治療の必要性について家庭の理解促進を図ります。

【事業】

① 学校保健事業

〔児童生徒健診、教職員健診、花巻市学校保健会の活動支援 等〕

（6）教育環境の充実

【課題】

- ① 少子化に伴う児童生徒数の減少により、学校の小規模化が進み、学校間の規模や学習環境にアンバランスな状態が生じており、保護者や地域住民の理解を得ながら、学校統合や小中一貫校の導入を含めた学校規模の適正化や適正配置を検討する必要があります。

- ② 多様な教育ニーズに応え、公教育の一端を担う重要な役割を果たしている市内の私立高等学校との連携及び支援が必要となっているほか、教育環境と地域の活力維持のため、市内の県立高等学校の存続と学級数の維持が求められています。
- ③ 学校施設の老朽化が進む中、望ましい学校規模や学校配置を考慮しつつ、児童生徒が安全に、かつ、安心して学習できる学校施設の整備が求められています。
- ④ 学習指導要領において、情報活用能力が言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、小学校における、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが求められていることから、令和時代のスタンダードな学校像として、早急なICT環境整備が求められています。
- ⑤ 全国的に、児童生徒が被害者となる事件・事故が多発しており、子どもたちの安全確保の重要性が高まっています。
- ⑥ 児童生徒数の減少や民間路線バスの路線廃止等、スクールバスを取り巻く環境の変化に対応した運行方法の確立が必要です。
- ⑦ 奨学金については、社会経済情勢の悪化と合わせ、滞納者の増加が大きな社会問題となっていることから、制度の安定的な運営を実現するための施策を検討する必要があります。
- ⑧ 学校給食センターは、全体的に施設及び大型備品の老朽化が著しく、今後も安全安心な学校給食の提供を行うことを最優先に、学校給食法学校給食衛生管理基準等に基づく衛生水準を確保できる施設の維持及び再編を喫緊の課題として検討する必要があります。
- ⑨ 次代を担う児童生徒の健やかな成長のためには、学校と地域が相互にパートナーになって社会総掛かりでの教育の実現を図ることが必要です。
- ⑩ 中学校の部活動については、成長期の生徒が運動と休養のバランスのとれた生活を送ることができることと、教職員が子どもと向き合う時間を確保するため、過度な活動にならないよう配慮することが必要です。

【取組】

◆小中学校の適正規模・適正配置に向けた取組

「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」で示した「学校の特性」の実現と多様な学びを提供する教育環境を創出するため、保護者や地域住民の意見を十分にお聞きしながら、学校統合のほか、小中一貫校の導入を含めた学校規模の適正化や適正配置の検討を進めます。

◆学校のICT環境の整備

令和3年3月策定の「花巻市学校ICT推進計画」に基づき、児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現するため、タブレット端末や大型提示装置などのICT環境の整備を推進します。

また、「花巻市立小・中学校情報セキュリティポリシー」の普及や改定など、学校における情報セキュリティの確保に取り組み、教職員及び児童生徒が安心して学校で

ICTを活用できる環境整備を促進します。

◆市内における高等教育環境の維持

市の高等教育の一翼を担い、優れた人材を輩出している市内の私立高等学校について、安定的な教育環境を維持できるよう支援します。

また、少子化に伴い、市内高等学校に入学する生徒数の減少が予想されますが、市内の高等学校を維持し、教育の機会均等を確保するため、各校の特色づくりへの取組を継続して支援します。

市内唯一の大学である富士大学については、「相互友好協力協定」に基づき、スポーツや生涯学習分野での連携を継続します。

◆望ましい教育環境の整備

施設の老朽化や経年劣化の進行する中、学校施設を定期的に点検し、必要な修繕や耐震化対策を行うとともに、学校施設の長寿命化計画に基づき、計画的な改修を実施します。

また、児童生徒の登下校中の安全確保のため、スクールガードリーダー³⁷を中心とした学校安全体制に関わる組織の充実に取り組むほか、少子化や民間のバス路線廃止等、スクールバスを取り巻く環境の変化に対応した、安全で持続可能な通学手段の確保を図ります。

◆奨学金制度の充実

奨学金については、貸与型の「花巻市奨学金」、返還免除型の「はなまき夢応援奨学金」の両方の制度の在り方について、国の奨学金制度とのバランスを考慮して検討し、より使いやすい制度の構築を図ります。

また、保育士、介護士、助産師等として花巻市内に就職した方や市内大学を卒業後市内に居住した方に対し、奨学金返還金の一部を補助する返還補助制度について、制度の更なる周知に努め、奨学金を活用した人材確保の推進を図ります。

◆学校給食の充実

花巻市の学校給食は、今後も安全安心な学校給食の提供を行うとともに、学校給食を通じた食育指導の充実にも取り組みます。

また、花巻地区の7か所の学校給食センター及び石鳥谷学校給食センターにおいては、施設や大型備品の老朽化が著しく、学校給食法学校給食衛生管理基準等に基づく衛生水準を確保することが課題となっていることから、学校教育と社会情勢を鑑み、施設の長寿命化や再編等を検討した上で、中長期的な基本方針を策定します。

◆コミュニティ・スクールの導入

コミュニティ・スクールを導入し、「地域とともにある学校づくり」を進め、地域と学校の双方が地域学校協働活動を通して相乗効果を発揮できるようにし、地域と学校が連携・協働した教育振興に向けた取組の一層の充実を図ります。

◆部活動の適正化と教職員の働き方改革

部活動と休養のバランスを取り、成長期の生徒の健康を保持するとともに、部活動指導員の配置や部活動の地域スポーツへの移行の推進に努め、教員の負担を軽減し、生徒指導や教材研究など本来業務に専念できる時間の確保に努めます。

【事業】

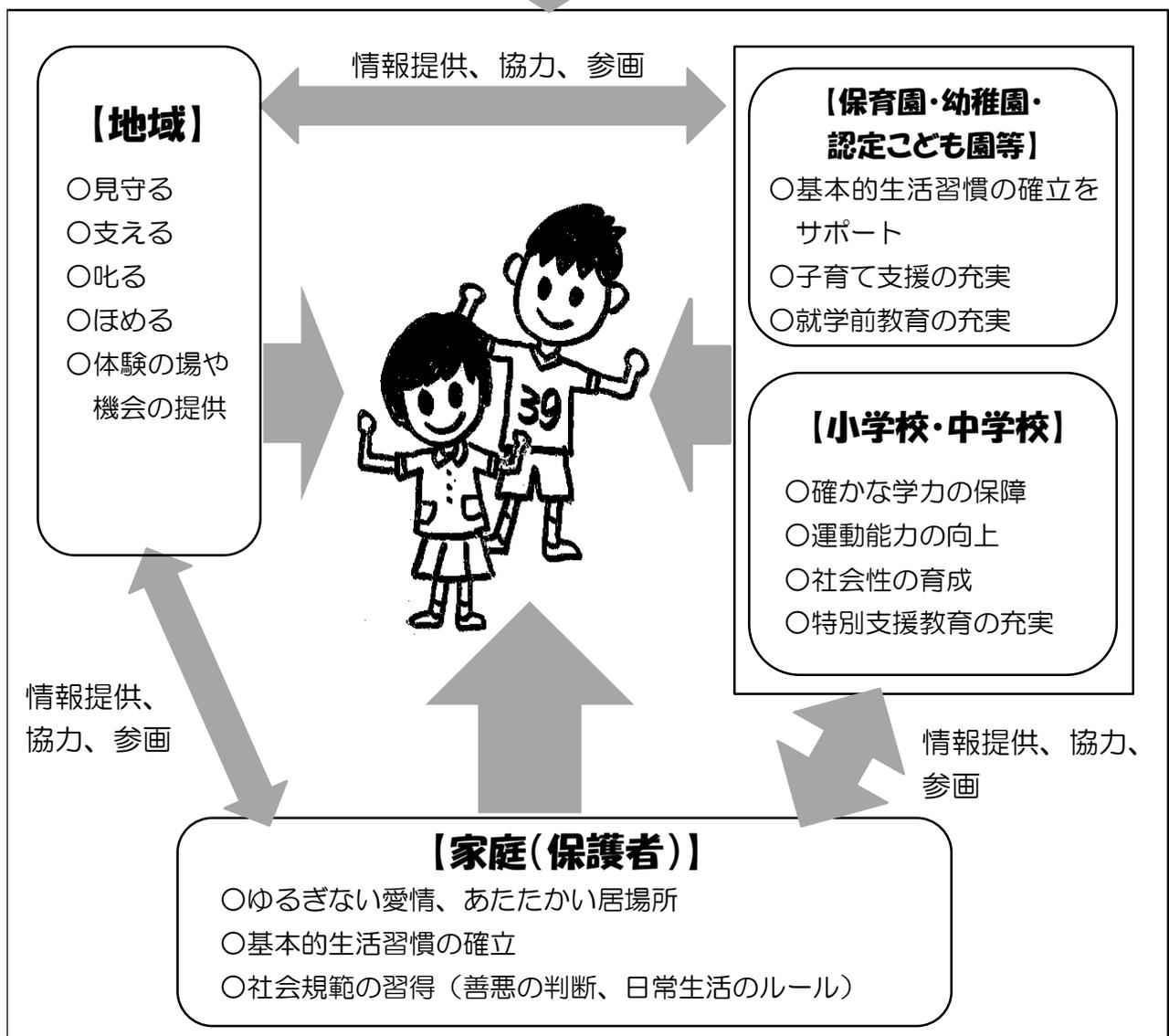
- ① 小中学校区再編成等調査事業
〔PTA等との教育懇談会の開催、有識者で構成する保育教育環境検討会議の開催 等〕
- ② 私立高校振興事業
〔私立高校振興事業補助金の交付〕
- ③ 小学校・中学校施設維持事業
〔小・中学校施設の維持管理・長寿命化の実施〕
- ④ 小学校・中学校学習用端末整備事業
〔児童生徒1人1台端末及び周辺機器の整備〕
- ⑤ 学校安全確保事業
〔スクールガードの委嘱、登下校の安全確保活動 等〕
- ⑥ 育英事業
〔花巻市奨学金、はなまき夢応援奨学金及び入学一時金の貸与〕
〔ふるさと保育士確保事業、花巻市介護人材確保事業、ふるさと奨学生定着事業補助金の交付〕
- ⑦ 学校給食施設基本方針策定等事業
〔学校給食施設基本方針の策定〕
- ⑧ 学校地域協働連携事業
〔地域人材を活用した学習支援、コミュニティ・スクール調査 等〕
- ⑨ 部活動適正化促進事業
〔部活動指導員を配置、部活動のあり方検討会議の開催〕

～子どもたちが健やかに成長していくために果たすべき役割～

「1 子育て環境の充実」及び「2 学校教育の充実」に掲げる
「家庭」「地域」「保育園・幼稚園・認定こども園等、小・中学校」「行政」の役割

【行政】

- 教育環境の整備
- 教育活動等の支援
- 情報の提供（保育園・幼稚園・認定こども園等、小学校・中学校、地域、家庭）



3 生涯学習の推進

【基本方針】

「市民が、生涯を通じて学び、広い視野を持って活動するまち」

社会経済情勢の変化への対応や地域課題の解決に向け、市民が生涯を通じて学び、広い視野を持ち、活動していくためには、学習や活動のための環境づくりが必要です。

そのために、市民が自主的に生涯学習活動ができるよう支援を行います。また、地域と連携して青少年の自立に向けた育成を推進するほか、国際都市の実現に向け、市民の国際理解の醸成を図ります。

【成果指標】…まちづくり市民アンケート（現状値＝令和2（2020）年度結果）

指標名	現状値	4年度 (2022)	7年度 (2025)
日頃、学習活動や趣味、運動などに取り組んでいる市民の割合	33.2%	37.8%	44.6%

[目標設定の根拠]

本指標は、市民が日頃から物事に関心を持って自主的な学習活動に取り組んでいる状態を示すものです。

平成27（2015）年度から令和2（2020）年度の実績は、ほぼ横ばいで推移しています。

目標値は、令和5年度に平成29年度時点の東北地区水準程度である40%に達することを目途に設定しています。

（1）自主的学習の推進

【課題】

- ① 生涯学習講座やサークル団体等に関する情報や、講師の情報についてSNS等を活用した広報媒体の拡充が必要です。また、市民の自主的な生涯学習や地域の生涯学習活動においては、地域の人口減少や高齢化を踏まえて地域と連携を密にし、柔軟に対応する必要があります。
- ② 若者の趣味活動の個別化が進んでいることなど、生涯学習活動への関心が低い現状があることから、その背景を分析するとともに把握しながら、若者向け生涯学習講座の企画が必要です。また、子育てに対する不安や悩みを感じる親が増えている中、子育てに関する情報や学習機会を工夫し、家庭教育に対する関心を高めることが必要です。
- ③ 花巻図書館をはじめ老朽化している生涯学習施設は、安全で快適な学習空間として適切な整備が必要です。

【取組】

◆多様なニーズやライフスタイルに応じた講座の開設

市民の多様なライフスタイルに対応した各種講座等を開設するとともに、若者のニーズを把握し、新たな事業を企画、実施するなど、参加者の拡充に取り組みます。

◆自発的・自主的学習活動の支援と相談体制の充実

自発的・自主的な学習活動や講座企画にかかるワークショップの開催など、地域での生涯学習活動の支援を行うとともに、専門知識や技能を持つ市民を生涯学習講師として派遣するほか、生涯学習資源検索システム「はなまきまなびガイド」などにより情報提供を行います。

◆情報発信の強化

生涯学習に関する講師や地域資源などの情報を発信します。

◆生涯学習関連施設の充実・利用促進

生涯学習施設等の維持管理、充実に努め、その利用促進を図るとともに、新しい花巻図書館の整備について検討を進めます。

【事業】

① 生涯学習講座開催事業

〔市民講座、高齢者学級、女性学級、大学協力講座、コミュニティ生涯学習事業の支援、家庭教育事業等〕

② 生涯学習活動支援事業

〔ふれあい出前講座、生涯学習フェア（まなび学園祭）の開催、まなびキャンパスカードの利用促進、学習資源検索システム「はなまきまなびガイド」の運用等〕

③ 視聴覚教育推進事業

〔団体への視聴覚資料・機材の貸出し、各種映画会の開催 等〕

④ 生涯学習施設整備事業

〔生涯学園都市会館（まなび学園）改修（給排水設備修繕、全館LED交換 他）〕

⑤ 読書活動推進事業

〔ブックスタート及びブックスタートプラス事業、読み聞かせ事業、みんなでライブラリー事業、読書おもいで帳の発行 等〕

⑥ 図書館整備事業

〔（仮称）新花巻図書館の整備〕

⑦ 図書館改修事業

〔石鳥谷図書館空調設備の更新〕

（２）青少年健全育成の推進

【課題】

- ① 青少年が参加しやすい事業の計画と、事業の周知方法を検討する必要があります。
- ② 非行の発生をさらに減らすため、継続した非行防止の取組が必要です。
- ③ インターネットやスマートフォンの普及などにより犯罪が多様化していることか

ら、犯罪に巻き込まれないように正しい利用の仕方について啓発を図る必要があります。

【取組】

◆健全育成活動の推進

人と社会との関わりや地域・自然の中で様々な体験や学習を通し地域の良さを実感し、自己実現のための向上心を持つ青少年の育成を図るため、関係団体と連携しながら青少年の健全育成活動を推進します。

また、成人式実行委員会を組織して主体的な成人式開催を支援し、成人としての責務の理解や、まちづくり意識の醸成を図ります。

◆青少年の非行防止

子どもたちの健全育成を目的に、少年センター³⁸による街頭補導や有害図書等の撤去活動を推進します。

また、インターネットやスマートフォン等による犯罪から子ども達を守るため、関係機関との連携を強化します。

【事業】

① 青少年活動推進事業

〔青少年体験活動事業の開催、青少年関係団体への補助、成人式の開催〕

② 少年センター運営事業

〔少年補導委員による街頭補導活動の実施 等〕

(3) 国際化の推進

【課題】

- ① 市内外の若者を含め、日本以外の文化や考え方等についての理解を深め、柔軟に受け入れる重要性が高まっていることから、国際理解を深めるための取組についての周知が必要です。
- ② 国際交流に関心のある市民の割合が、平成 30 (2018) 年度に 37.3%となっており、交流活動を行ってきた人たちの高齢化や固定化が見られることから、国際交流事業への関心と理解を高め、新たな参加者を増やすことが必要です。
- ③ 国内友好都市との交流についての情報が不足し、市民団体等による交流事業の実施や参加が難しくなっていることから、国内友好都市や交流事業に関する情報発信が必要で
- ④ 定住外国人のための日本語講座や日本文化体験講座等の開催要望があることから、定住外国人に向けた支援等の検討が必要となっています。
- ⑤ 外国人労働者が増加していることから、外国人労働者の日常生活や余暇活動について支援が必要です。

【取組】

◆国際理解の醸成

「国際フェア in はなまき」等のイベントを開催し、より多くの市民が海外の多様

な文化に触れ、交流や体験ができる機会を提供します。

◆国際都市化に向けた環境づくり

外国人向けの講座を開催するほか、日常生活や余暇活動についての支援等を検討するとともに、多言語による情報発信に努めます。

◆国際交流の推進

姉妹都市等³⁹との交流事業を実施するとともに、ベルンドルフ市 55 周年、ラットランド市 35 周年、ホットスプリングス市 30 周年記念事業を実施します。

◆国内交流の活性化

国内友好都市に関する情報を発信するとともに、友好都市との交流事業を実施します。

【事業】

① 国際都市推進事業

〔国際理解推進、定住外国人支援、国際フェア in はなまき等、花巻国際交流協会事業の支援〕

② 国際姉妹都市等交流推進事業

〔姉妹都市等交流事業の支援、姉妹都市との周年記念事業の実施 等〕

③ 国内友好都市交流推進事業

〔国内友好都市（平塚市・十和田市）との交流〕

4 スポーツの振興

【基本方針】

「市民が、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽にスポーツに親しみ
元気に活動するまち」

スポーツは健康維持と体力の向上のみならず、座学では養えない社会性や礼節等を体得するための営みでもあり、第3章における「本市教育の特長」にも掲げた、「文武を重んずる気風」を守り育て、発展させていく上でも、重要な取り組みです。

元気でたくましい子どもと、生涯にわたって健康でスポーツに親しむ市民を育成することを目指し、多種多様なスポーツの振興を図ります。

【成果指標】…まちづくり市民アンケート（現状値＝令和2（2020）年度結果）

指標名	現状値	4年度 (2022)	7年度 (2025)
日頃からスポーツに取り組んでいる市民（20歳以上）の割合	49.1%	63.0%	65.0%

[目標設定の根拠]

本指標は、市民のスポーツ実施割合を示すものです。

平成29（2017）年度までの実績は、若干減少傾向ではあったものの、平成30（2018）年度以降は、上昇に転じています。

目標値は、国のスポーツ立国戦略及びスポーツ基本計画における目標（令和3（2021）年に65%）と同値としていますが、当市の目標年度については、花巻市まちづくり総合計画（第3期中期プラン）と同様、令和5（2023）年度としています。

（1）生涯スポーツの推進

【課題】

- ① 運動をほとんど行っていない市民の割合が30.6%（令和2年度市民アンケート）で、依然高い傾向にあり、市民が気軽にスポーツに親しむ機会の提供が必要です。
- ② 老朽化が進んでいるスポーツ施設があり、利用実態に応じた施設整備や既存施設の計画的な維持管理が必要です。
- ③ 学校や地域の実情に応じたスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ⁴⁰等を活用した事業が望まれており、地域主体のスポーツ活動支援が必要です。
- ④ 地域でのスポーツ指導者が多忙化しており、スポーツ指導への支障が出ています。さらに、地域スポーツ指導者の地域での役割増大や高齢化への対応が課題となっています。

【取組】

◆生涯スポーツ活動の推進

多くの人が気軽にスポーツに親しめるよう、魅力あるスポーツイベントや多様なスポーツ種目を体験できる教室等を企画・実施します。

また、スポーツ少年団活動など、より身近で地域に根ざした生涯スポーツを推進するため、指導者を養成・派遣するとともに、市民のスポーツ活動の場として、また大規模大会等に対応するため、スポーツ施設の利用環境を整えます。

地域で気軽に参加できるスポーツ活動として引き続き早起きマラソンの推進を図ります。

スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等を含めた地域主体のスポーツ活動を支援するとともに、その育成と定着化、安定経営に向けた検討を行います。

住民のスポーツやレクリエーション活動の場を確保するため、学校体育施設を一般開放します。

【事業】

- ① 地域スポーツ推進事業
〔早起きマラソンやスポーツ教室等の開催〕
- ② 地域スポーツ支援事業
〔(一財)花巻市体育協会やスポーツクラブ、各種実行委員会が実施するスポーツ教室やイベント等の開催支援〕

(2) 競技スポーツの推進

【課題】

- ① 県大会以上の大会への出場件数は、ほぼ横ばいの状態であり、子どもたちをはじめ、競技レベルの向上を目指す選手たちには、夢の実現や市民に希望を与える上でも支援が必要です。
- ② スポーツ指導者が多忙化しており、スポーツ指導への支障が出ているため、競技力向上に取り組むために、スポーツ指導者の育成が必要です。

【取組】

◆競技レベルの向上

各種スポーツ団体等が実施する競技スポーツ大会の開催を支援するとともに、全国大会等へ出場する選手に対する支援を行います。

選手の競技力向上を図るため、充実したスポーツ施設などの地域特性を生かし、全国規模の大会やプロスポーツイベントなどを積極的に誘致するとともに、指導者講習会の開催等による指導者の養成・強化に取り組みます。

【事業】

- ① 競技スポーツ支援事業
〔(一財)花巻市体育協会への支援、スポーツ競技大会出場事業補助金の交付、スポーツ指導者の育成支援〕

- ② 第 49 回東北総合体育大会開催事業
〔第 49 回東北総合体育大会の開催、市実行委員会の設立〕

(3) 大規模スポーツ大会の開催

【課題】

- ① 大規模スポーツ大会やイベントの入込者数は減少していますが、東北大会以上の開催件数は横ばいの状態であり、地域経済の活性化や施設の有効利用の観点から、大規模スポーツ大会やイベントの誘致が必要です。
- ② 合宿の誘致件数は横ばいであり、交流人口拡大の観点から、当市の交通の利便性やスポーツ施設の優位性を生かした合宿誘致が必要です。
- ③ 各スポーツ施設の老朽化が進んでおり、計画的な改修や高規格化が必要です。

【取組】

◆スポーツイベント・大規模大会の誘致

はなまきスポーツコンベンションビューロー⁴¹を核としたスポーツ大会の誘致と開催支援を行うとともに広域的な連携による国際スポーツ大会の誘致推進を行います。

◆合宿の誘致

施設の市民利用を優先しながらも、交流人口拡大や施設の有効利用の観点から、関係自治体とも連携して合宿の誘致を推進します。

◆大規模スポーツ施設の充実

大規模大会などに対応した施設の計画的な改修を行います。

【事業】

- ① スポーツ大会・合宿誘致推進事業
〔大規模スポーツ大会や合宿の誘致を推進〕
- ② 東京 2020 オリパラ関連イベント開催事業
〔東京 2020 オリンピック聖火リレーの開催〕
〔東京 2020 パラリンピック聖火フェスティバルの開催〕
〔東京 2020 オリンピックパブリックビューイングの開催〕
- ③ 日本スポーツマスターズ 2022 岩手大会（仮称）開催事業
〔日本スポーツマスターズ 2022 の開催〕
- ④ スポーツ施設環境整備事業
〔大規模大会などに対応したスポーツ施設の改修〕

5 芸術文化の振興

【基本方針】

「市民が、地域の歴史や文化、先人に誇りを持ち、芸術文化に親しむまち」

多様な芸術文化活動は、市民の豊かな心を育み、市民生活に潤いを与える大切な活動です。そのため、創造と継承を支援し、市民が身近に親しむことができる環境づくりが必要です。

また、本市は、宮沢賢治や萬鉄五郎をはじめとする多くの先人を輩出するとともに、早池峰神楽や鹿踊等の民俗芸能、さらには県内有数の埋蔵文化財包蔵地を有するなど、多数の有形・無形の文化財に恵まれています。

このような先人の事績や文化財を価値あるものとして後世に伝えていくために、その保護はもちろんのこと、学校や文化・観光施設との連携による有効活用を図っていく必要があります。

【成果指標】…まちづくり市民アンケート（現状値＝令和2（2020）年度結果）

指標名	現状値	4年度 (2022)	7年度 (2025)
この1年間に芸術文化活動を行った市民の割合	21.8%	30.0%	40.0%
郷土の歴史・文化に対する誇りや愛着を持つ市民の割合	69.2%	70.0%	71.0%

[目標設定の根拠]

本指標は、芸術文化に触れ、親しんでいる市民の割合及び地域・郷土に対する市民の誇りと愛着度を示すものです。

平成28（2016）年度から令和2（2020）年度の実績は、「芸術文化活動」については、年々、数値の上昇が見られたが、令和元（2019）年度（令和2（2020）年度アンケート）は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため活動自粛もあり数値が低下したものと考えます。「郷土への誇りや愛着」は、上昇基調で推移しています。

目標値は、花巻市まちづくり総合計画・第3期中期プランの成果指標に基づき、「芸術文化活動」は、令和5（2023）年度に県内都市の上位数値である40%を達成、「郷土への誇りや愛着」は、令和7（2025）年度に71%を達成するとしています。

（1）芸術文化活動の推進

【課題】

- ① 市民のライフスタイルの多様化により、芸術文化に対する関心が高まっていることから、鑑賞機会の創出と活動の場の提供が必要です。
- ② 既存の芸術文化団体の会員数が高齢化により低下していることから、より多くの市民が積極的に活動する機運を醸成することが必要です。

- ③ 芸術文化活動の鑑賞の場、発表の場である文化会館の老朽化が進行しており、大規模な改修等が必要です。

【取組】

◆芸術文化に触れる機会の提供

萬鉄五郎記念美術館の企画展や文化会館を会場とした演劇や音楽の鑑賞、文化芸術に触れる講座等、様々な分野の優れた芸術に触れる機会をつくれます。

文化会館については、快適な施設環境を維持するため、計画的な修繕を行うほか、長寿命化に向けた施設改修について検討を進め、また、美術作品の保管場所について検討します。

◆芸術文化活動の支援

若者を含めたより多くの市民が文化活動へ参加する機運を醸成するための、芸術活動のPRと活動成果の発表スペースの確保、児童生徒の文化活動の振興・発展を図るための補助金交付による支援に継続して取り組みます。

【事業】

① 芸術文化推進事業

〔小学生のためのアートセミナーの開催、美術品貸出事業、市芸術協会への支援、市民芸術祭、芸術文化全国大会への出場補助 等〕

② 芸術文化推進事業（文化会館）

〔文化会館自主事業公演〕

③ 学校文化活動事業

〔花巻市中学校文化連盟の活動支援、音楽コンクール等出場経費の一部補助、学校へ美術作品展示〕

④ 萬鉄五郎記念館企画展示事業

〔企画展覧会・収蔵資料展の開催〕

⑤ 美術普及活動推進事業

〔萬鉄五郎祭の開催〕

⑥ 萬鉄五郎美術館等整備事業

〔美術館収蔵施設の整備〕

（２）先人の顕彰

【課題】

- ① 郷土の先人の偉業を顕彰し広く周知することにより、次代を担う子どもたちをはじめ多くの市民が、地域の文化や歴史に触れ郷土に対して誇りと愛着を持つようになることが必要です。
- ② 先人の偉業を本市のまちづくり及び人づくりに生かしていくため、市民への周知はもちろんのこと、先人に関する情報を広く全国に発信できる、魅力ある展示や講座の開設が必要です。

【取組】

◆郷土の先人に対する理解の促進

先人に関する調査研究を進めるとともに、各記念館の相互の連携と機能分担を図り、先人に関連したより魅力的な市民講座や企画展示等に取り組み、その内容を観光部門と連携し、広く全国に向け情報発信します。

また、学校教育との連携を図り、先人に対する子どもたちの理解の促進に努めます。

◆賢治さんの香りあふれるまちづくりの推進

宮沢賢治関連施設の環境整備や関連催事を開催するとともに、それらの情報発信を強化し、宮沢賢治生誕地として魅力あるまちづくりを進めます。

【事業】

① 賢治のまちづくり推進事業

〔賢治セミナー等講座の開催、宮沢賢治賞・イーハトーブ賞贈呈式、宮沢賢治記念館特別展、全国高校生童話大賞、創造芸術公演、賢治フェスティバル、賢治アートストリート、イベントカレンダー 等〕

② 先人顕彰推進事業

〔共同企画展、先人顕彰ギャラリー展の開催〕

③ 宮沢賢治普及・啓発事業（宮沢賢治イーハトーブ館）

〔企画展の開催、シンポジウム・研修会・講座等の開催〕

④ 企画展示事業

〔新渡戸記念館、萬鉄五郎記念美術館、高村光太郎記念館、総合文化財センター、博物館における企画展示、講座等〕

（３）文化財の保護と活用

【課題】

- ① 本市は、県内でも有数の無形・有形文化財、埋蔵文化財包蔵地を有しており、これらを市民共有の財産として後世への引継ぎや活用及び保存のための措置を講ずる必要があります。
- ② 文化財に対する市民の関心や認知、保護にかかる理解が十分に浸透していないことから、向上させる手立てが必要です。

【取組】

◆文化財の保護と活用の推進

文化財の保護と活用を目指し、その内容や価値の周知のため、案内表示や説明板の設置・改修に引き続き取り組むとともに、指定文化財の補修等に対する補助制度を拡充します。併せて公共施設マネジメント計画に基づき、施設管理を進めます。

◆記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の調査等の推進

「石鳩岡神楽・土沢神楽」の映像記録を作成します。「倉沢人形歌舞伎」については、沿革や現在の活動等の詳細調査を行います。

◆花輪堤ハナショウブ群落の調査・保存管理

ノハナショウブの花茎数や花色調査、除草による植生への影響調査等を行い、その成果をもとに「(仮称)花輪堤ハナショウブ群落保存管理計画」を作成し、保存管理に努めます。

◆文化財保存活用地域計画の作成

市民の参加・協力を得て、様々な地域の宝(文化財)を教えていただき、将来にわたって文化財の保存管理や活用するために必要な方策等を取りまとめます。

◆花巻城跡の調査・保存

花巻城の歴史的価値、文化的価値を後世に伝える必要があることから、花巻城本丸跡の内容確認調査を行い、その成果も参考に「(仮称)花巻城跡保存計画」を作成します。また、城内伊藤家住宅の修復・復元に取り組み、復元後は一般公開します。

◆埋蔵文化財の保護

埋蔵文化財を適切に保護するため、遺跡の調査等を行うとともに、遺跡に対する市民の興味関心を高めるため企画展や講演会等を開催します。また、収蔵資料の再整理を行い収納スペースの効率化を図るとともに、展示公開・体験学習会を開催します。

◆特別展、テーマ展、企画展の充実

博物館が行う特別展は、全国的に話題となっている事や多くの人が興味を持つ展覧会とし、テーマ展や企画展は市民が花巻の歴史や文化財に親しみ、知的好奇心に応える魅力ある展覧会とします。また、講座や体験学習会、出前授業メニューの充実に努めます。

◆市史編さんへの着手

4市町合併から15年が経過したことから、市史編さんに着手します。

【事業】

① 文化財保護活用事業

〔文化財の調査及び指定、市所有文化財の管理、個人所有文化財の管理指導や補修等の補助、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の調査、花輪堤ハナショウブ群落の調査、文化財保存活用地域計画の作成〕

② 埋蔵文化財保護活用事業(総合文化財センター)

〔遺跡の記録保存調査、花巻城跡の調査、総合文化財センター収蔵資料の再整理、企画展・講演会・体験学習会の開催〕

③ 展示活動事業(博物館)

〔特別展、テーマ展、企画展の開催〕

④ 教育普及活動事業(博物館)

〔各種講座、体験学習、博学連携出前授業〕

⑤ 市史編さん事業

〔市史編さんに関わる体制整備、資料収集・調査・分析〕

(4) 民俗芸能の伝承

【課題】

- ① 本市は、民俗芸能の盛んな地域ではありますが、なかには後継者不足から伝承に苦慮している団体もあり、後世に引き継いでいくための取組が必要です。

【取組】

◆民俗芸能等の伝承活動の支援促進

各団体が実施している地域に根ざした形での保存伝承活動の支援策として、鑑賞会等の活動成果の発表機会を提供するほか、各種大会や発表会等の開催を支援するとともに、市広報紙やホームページ等を活用した積極的な情報提供を行います。

また、民俗芸能団体との意見交換会を開催し、団体が抱える課題を把握してその課題解決に向け民俗芸能団体とともに取り組みます。

【事業】

① 民俗芸能伝承支援事業

〔花巻市郷土芸能鑑賞会、花巻市青少年郷土芸能フェスティバル、古民家活用郷土芸能鑑賞会の開催、小中学校への民俗芸能団体の派遣〕

第5章 市民とともに歩む教育行政の推進

1 教育委員会の機能強化

教育委員会は、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、多様な民意の反映という執行機関としての役割を十分に果たすとともに、平成27(2015)年4月1日から施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」いわゆる「改正地方教育行政法」の趣旨に則り、総合教育会議等を通じた市長との緊密な連携のもと、市民の意思を的確に反映した教育行政の推進に努めます。

2 事務局・機関等の機能強化

教育施設等の維持管理については、花巻市公共施設マネジメント計画、花巻市学校施設長寿命化計画との整合性を図りつつ、各所管課等との連携のもと、効率的かつ効果的な施設の運営及び保全に努めます。

また、市長部局に移管・補助執行している生涯学習部門との情報共有をより一層充実し、保育園・幼稚園・認定こども園や小中学校と生涯学習部門の連携強化を図り、社会教育⁴²については家庭の教育力の充実・強化の実現に努めます。

3 開かれた教育行政の推進

教育委員会においては、これまでも市広報紙を活用した教育に関する情報の提供、教育委員会議の公開と合わせた議事録及び会議資料の公開を実施しているほか、各種計画の策定や事業の実施に当たっては、市民の声を反映させるべく、複数回にわたる説明会の開催等に取り組んできました。

今後は、市ホームページへの情報掲載のスピードアップを図るとともに、教育委員会に寄せられる教育行政に関する相談や苦情に対する関係窓口の対応をより適切かつ迅速に行うよう努めるなど、開かれた教育行政の更なる推進を図ります。

第6章 計画の進行管理

1 基本計画の進行管理

基本計画の進行管理については、成果指標の達成度を毎年度把握することとし、その結果を花巻市教育振興審議会に報告し、協議をいただくこととします。

また、国の教育改革の状況を注視しつつ、本計画を見直す必要が生じた場合は、前述の審議会はもとより、総合教育会議の審議等を経て、変更を行うものとします。

2 実施計画の策定と進行管理

本計画に掲げた事業の具体的な内容、実施年度、事業費等を「花巻市教育振興基本計画実施計画」として定め、PDCAサイクルによる進捗管理を行うものとします。

また、花巻市教育振興審議会において、計画の実施状況報告及び評価を行うとともに、その結果の公表についても、市ホームページ内の教育委員会ページ活用等の手法により、より多くの市民が情報を得ることができるよう取り組みます。

【用語解説】

- 1 郷学（ごうがく）：文教を揆し（ただし）武士の子弟を教育させる小規模の藩校や庶民教育を行う学校
- 2 揆奮（きふん）場：江戸時代末期の安政2（1855）年に、花巻城三の丸に個人によって創設された文武の学校。当時の盛岡藩主であった南部利剛（としひさ）は、中国の古典『書経』にある「文教を揆し、武衛を奮う（ふるう）」という言葉をもとに文武両道ととらえ、この学校を「揆奮場」と命名したと伝わっている。国学・漢学・数学・兵学各流派の武芸師範が剣術・槍術・馬術・棒術などを教授した。
- 3 教育振興運動：岩手県において、昭和40（1965）年から始まり、全ての市町村に推進組織が置かれ、学校区や公民館区などの実践区において、子ども、家庭、学校、地域、行政の5者が一体となり、地域の教育課題を解決するために自主的に行われている実践活動の総称
- 4 スマホ依存：現代社会で患っている者が多くなっている依存症で、スマートフォン依存症の略。スマートフォンの所持者がスマートフォンに依存するようになり、一日の大部分をスマートフォンの使用に費やしたり、自身がすべきことをすべき時にしないでスマートフォンの使用をするようになることをいう。
- 5 こどもの貧困：子どもの貧困対策としては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、平成25（2013）年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、翌26年1月に施行された。さらに、令和元（2019）年6月に同法が改正され、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することなど、法律の目的・基本理念が充実されたほか、教育の支援については、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化された。「令和元（2019）年国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると、平成30（2018）年における17歳以下の貧困率は13.5%であり、平成27（2015）年比で0.4ポイントの改善となっている。OECD Family Database 2016 データによると日本の子どもの貧困率のうち、ひとり親世帯の貧困率では調査国42カ国中3番目と高い状況にある。
- 6 キャリア教育：望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育をいう。
- 7 観光立国：国内の特色ある自然環境、都市光景、美術館・博物館等を整備して国内外の観光客を誘致し、消費を推進することを国の経済を支える基盤の一つにすることをいい、多くの国が環境局等を設置、観光資源の整備、観光業の規制、特に外国人観光客の誘致に努めている。日本では平成19（2007）年1月から「観光立国推進基本法」が施行され、国をあげて観光立国を目指している。
- 8 出入国管理及び難民認定法の一部改正（平成30年法律第102号）：人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する技能を有する外国人の受入れを図るため、当該技能を有する外国人に係る新たな在留資格に係る制度を設けるなどの改正が行われた。これにより、外国人労働者が新たな労働人口となることが期待されてお

り、特に地方での人材不足を補うことへの期待が大きい。

9 認定こども園：教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持っている施設であり、平成 18（2006）年 10 月に、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 77 号）等の諸法令により制度がスタートした。認定こども園には次の 4 つのタイプが認められている。

- (1) 幼保連携型
幼稚園及び保育所等の施設・設備が一体的に設置運営されているタイプ
- (2) 幼稚園型
認可された幼稚園が保育所的な機能を備えたタイプ
- (3) 保育所型
認可された保育所が幼稚園的な機能（幼児教育）を備えたタイプ
- (4) 地方裁量型
都道府県の認定基準により認定されたタイプ

10 医療的ケア児：医学の進歩を背景としてNICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

11 就学前教育：0歳から小学校入学までの乳幼児期における教育。小学校以降の学習内容を早期に取り入れることではなく、生涯にわたる人間形成の基礎となる基本的な生活習慣や行動様式を乳幼児の発達段階に応じて適切に教え、育てていくこと。

12 就学前教育プログラム：0歳から小学校入学までの乳幼児期における、基本的な生活習慣（食事・睡眠・清潔・排泄・衣服の着脱等）や行動様式を発達段階に応じて適切に教え育て、市の就学前教育のあり方を示し、家庭、保育園・幼稚園・認定こども園等・小学校及び地域での取組を具体化する基本的な方針

13 基本的な生活習慣：子どもが心身ともに健康に育つための生活の基盤となるもので、日常生活の基本となる食事・睡眠・清潔・排泄・衣服の脱着等の生活習慣のこと。

14 岩手県学習定着度状況調査：岩手県学習定着度状況調査：県内の小・中学生の学力や学習状況を把握するために岩手県教育委員会が実施する調査。平成 15（2003）年度から行われており、小学校及び義務教育学校第 5 学年に対しては、国語・算数、中学校第 2 学年及び義務教育学校第 8 学年に対しては、国語・数学の学力調査。また、意識・取組状況調査として、児童生徒質問紙と学校質問紙がある。

15 全国学力・学習状況調査：小・中学生の学力や学習状況を把握するために文部科学省が実施する調査。平成 19 年度（2007 年度）から、小学 6 年生と中学 3 年生の児童生徒を対象に行われる。国語、算数・数学、理科、英語の学力調査（理科は平成 24 年度（2012 年度）から、英語は 2019 年度から 3 年に 1 度の実施）と、生活習慣・学習環境に関するアンケート調査

16 体力・運動能力調査：スポーツ庁が、国民の体力・運動能力の現状を明らかにするため、昭和 39（1964）年以来、毎年、小学生、中学生から大学生、青年、高齢者に分けて、7～9 項目の体力・運動テストを行う調査。本調査の結果は、国民の体力づくり、健康の保持・増進に資するとともに、体育・スポーツ活動の指導と行政上の基礎資料として広く活用されている。

17 SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用のWebサービスの総称

18 新学習指導要領：新学習指導要領：平成 28（2016）年度に改訂された学習指導要領で、令和 2（2020）年度から小学校、令和 3（2021）年度から中学校、令和 4（2022）年度から高等学校で全面実施される。

19 コミュニティ・スクール：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定に基づき「学校運営協議会」を設置している学校を「コミュニティ・スクール」という。花巻市では、「学校評議員制度」と「いわて型コミュニティ・スクール」を発展的に解消し、これまで取り組んできた「教育振興運動」と「小中連携教育」をさらに充実させるため、中学校区に一つの学校運営協議会を設置することを原則とし、小学校から中学校までの 9 年間、学校、保護者及び地域住民が「目指す子ども像」を共有し、協働することで、「地域とともにある学校づくり」の実現と教育環境の向上を目指している。

20 食育：子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくため、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

21 民俗芸能：集落においての社会生活の中で、住民自らが演者となって伝承してきた極めて地域性の濃い演劇、音楽の類をいう。いずれも地域の生活・風土と結びついて伝承されるものだけに郷土色が濃いことから、郷土芸能とも呼ばれる。

22 平成 24（2012）年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 66 号）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 24 年法律第 67 号）の子ども・子育て関連 3 法に基づき、平成 27（2015）年 4 月に施行された制度のことをいう。この制度は、基礎自治体（市町村）が実施主体となり、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、②認定こども園制度の改善、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実等がポイントとなっているほか、令和元（2019）年 10 月からは「幼児教育・保育の無償化」が開始された。

23 ICT：情報（Information）や通信（Communication）に関する技術（Technology）の総称

24 まちづくり市民アンケート：「花巻市まちづくり総合計画」に掲げる施策ごとの成果指標の現状値を把握し、目標値を設定するための資料を作成するとともに、市政の市民参画を促進することを目的に毎年度実施。令和 2 年度アンケートにおける調査設計等の内容は、次のとおり

(1) 調査設計

- ① 調査地域 花巻市全域
- ② 調査対象 令和 2 年 4 月 1 日現在で満 15 歳以上の市民
- ③ 対象者数 2,200 人（継続協力者 1,235 人＋新規抽出分 965 人）
- ④ 抽出方法 住民基本台帳からの無作為抽出
- ⑤ 調査方法 メール便による調査票配布、郵送及びインターネットによる回答
- ⑥ 調査期間 令和 2 年 4 月 20 日（月）～令和 2 年 5 月 22 日（金）
※令和 2 年 5 月 22 日到着分まで集計

(2) 回収結果

① 回収数 1,184人

(継続742人、新規442人／うちインターネット回答156件)

② 回収率 53.8% (継続60.1%、新規45.8%)

(3) 集計方法

① 集計に当たっては、小数点第2位を四捨五入した。このため、各数値の合計が100%にならない場合がある。

② 無回答も選択肢の1つと捉え、無回答も含め比率を算出している。

③ 回答の百分率(%)は、「回答者数」を基礎として算出した。したがって、複数回答の比率合計は100%を超えるものがある。

(4) 標本誤差について

今回の調査は、全体(母集団)の中から一部を抽出して行う標本調査である。標本調査では、調査対象を無作為に抽出して調査するので、母集団の値と一致せず、何らかの差が生じる。この差を「標本誤差」という。例えば、設問に1,000人が回答し、50%が「満足」と回答した場合、±3.10%が誤差の範囲となり、「満足」している人の真の値は、95%の確率で46.9%~53.1%の値にあるということになる。

25 学力向上アクションプラン：諸調査の結果から明らかになった課題を解決するためには、学校だけではなく、家庭・地域と一体となった学力向上の取組を行うことが必要であることから、学力の目標を達成するための方策として、「各校の組織的な取組」「授業改善の推進」「家庭学習の充実」を柱とする市教育委員会として「花巻市学力向上アクションプラン」を作成するとともに、市内小中学校それぞれに「学力向上アクションプラン」も作成している。

26 カリキュラム・マネジメント：各学校において、児童生徒や地域の実態を適切に把握し、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

27 はなまき授業サポーター(小学校)及び中学サポーター：小・中学校の30人超学級における少人数指導のため、学級担任と連携及び協力を図りながら、国語や算数(数学)の授業補助を行う教育免許を有する者

28 外国語指導助手：小学校及び中学校において、外国語担当指導主事や外国語教育支援員及び外国語担当教員等と連携を図りながら、以下の職務を行う外国語教育に関する十分な知識と技能を持ち、学校教育に理解を有する者をいう。

(1) 小学校における外国語活動及び外国語科等の授業の補助

(2) 中学校における外国語科等の授業の補助

(3) 外国語教材作成の補助

(4) 外国語科担当教員等に対する研修の補助

(5) 外国語担当指導主事や外国語担当教員等に対する語学に関する情報提供

(6) 外国語スピーチコンテストへの協力

(7) 地域における国際交流活動への協力

29 SDGs：「Sustainable Development Goal(持続可能な開発目標)」の略称。

2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール(貧困をなくそう、質の高い教育をみんなに、人や国の不平等をなくそうなど)・169のターゲットから構成される。

30 インクルーシブ教育：「障害者の権利に関する条約」（平成26年1月批准）第24条において、締約国には「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system、包容する教育制度）を整備することが求められており、その内容は、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

31 ふれあい共育推進員：小学校及び中学校の軽度発達障がい児等に対して、学校長、副校長、特別支援教育コーディネーター、養護教諭及び担任教師と連携を図りながら、以下の職務を行う者

- (1) 周囲の児童生徒の学習活動に影響を与える問題行動をする児童生徒への対応
- (2) 基本的な生活習慣確立のための日常生活上の介助
- (3) 発達障がいの要支援児童生徒に対する学習支援
- (4) 学習活動、教室間移動等における介助
- (5) 要支援児童生徒の健康・安全確保
- (6) 運動会、学芸会、学校祭等の学校行事における介助
- (7) 周囲の児童生徒の障がい理解促進
- (8) 日常的に医療的ケアが必要な児童生徒に対する医療的ケアに関する職務の補助

32 生徒支援員：問題を抱える児童生徒の支援を行う学校教育や家庭福祉の分野に関して専門的な知識・技能を有する者又は学校教育や家庭福祉の分野において活動経験の実績等があると認められる者で、学校生活に関わる課題の改善のため、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや関係機関との調整を行う。

33 教育相談員：教育相談室（適応指導教室）において、児童生徒、保護者からの個別相談対応、適応指導教室における指導業務を行う者

34 スクールソーシャルワーカー：福祉に関して専門的な地域・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者で、学校における児童の福祉に関する支援に従事

35 スクールカウンセラー：心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者で、学校における児童生徒の心理に関する支援に従事

36 ことばの教室巡回指導員：ことばの教室は、発音しにくい言葉等により、本来その子が持っている能力を十分に発揮することができない子どもたちのために、今その子が必要としていることを明確にし、一人一人の子どもの状況に応じて指導する教室で、令和2年度においては、花巻小（2教室）、若葉小（1教室）、大迫小（1教室）、石鳥谷小（1教室）、東和小（1教室）の5校6教室を設置している。ことばの教室巡回指導員は、学校教室設置校以外の小学校を巡回し、ことばの指導を行う者

37 スクールガードリーダー：登下校時に児童生徒が被害者となる事件・事故を未然に防止するため、定期的な各学校の通学路等の巡回や各校の安全確保に係る助言・指導や各地区のスクールガード（通学路などの巡回パトロールや危険個所の監視などを行う学校安全ボランティア）による登下校中の見守りについて支援を行う防犯の専門家

38 少年センター：少年の非行防止及び健全育成を推進するため市が設置した組織。主な活動として少年補導委員による補導活動などを実施している。

39 姉妹都市等：親善や文化交流を目的とした国を越えての地方同士の関係を示す。両首長による提携書がある場合を姉妹都市、友好都市としている。花巻市においては、姉妹都市がアメリカ合衆国ホットスプリング市とラットランド市、友好都市がオーストリア共和国ベルンドルフ市と中華人民共和国の大連市西崗区である。

40 総合型地域スポーツクラブ：市民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブで、①複数のスポーツ種目が用意され、②市民の誰もが集い、それぞれが年齢、趣味・関心、体力、技術・技能レベルなどに応じて活動でき、③定期的・継続的なスポーツ活動を行い、④個々のスポーツニーズに応じた指導力を有するものとされている。

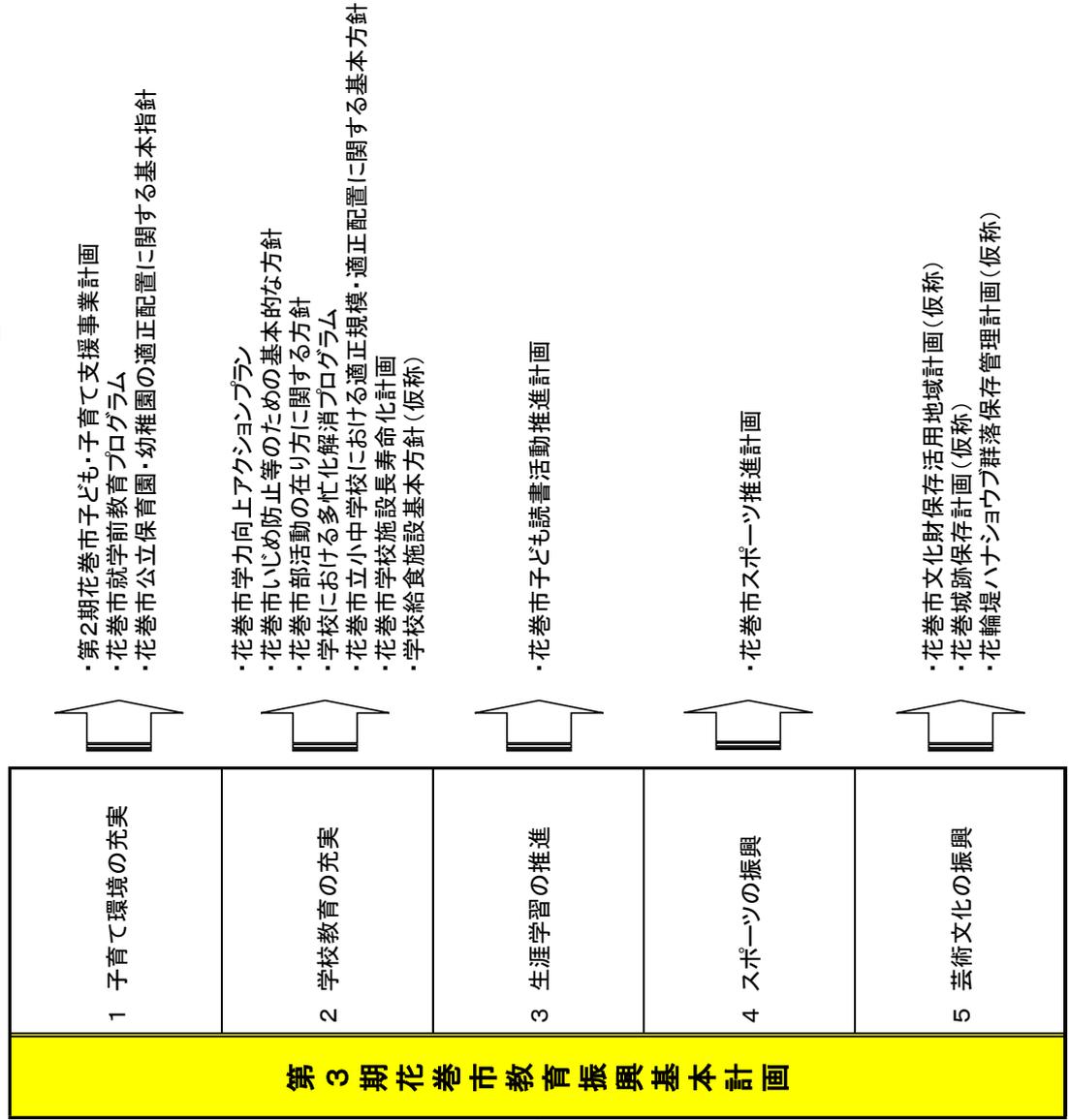
41 はなまきスポーツコンベンションビューロー：スポーツを通じた交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るための組織のこと。市や花巻市体育協会、各競技協会などで構成し、大規模スポーツ大会・イベント・スポーツ合宿の誘致と開催支援を主な業務としている。

42 社会教育：勤務の場所その他社会において行われる教育。学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）

資 料 編

1. 第3期花巻市教育振興基本計画の位置づけ

花巻市まちづくり総合計画	
「しごと」分野の目指す姿 仕事いっぱい、雇用いっぱい、活気に満ちたまち	
「暮らし」分野の目指す姿 自然豊かな地域で共に支え、誰もが安心していきいきと快適に暮らすまち	
「人づくり」分野の目指す姿 郷土を愛し、丈夫な体と深い知性を持つ、心豊かな市民が育つまち	
「地域づくり」分野の目指す姿 すべての市民が手と心をつなぐ、個性あふれる自立したまち	
「行政経営」分野の目指す姿 市民目線で経営する強くて優しいまち	



【関連計画等】

2. 計画策定の経過

(1) 花巻市教育振興審議会における審議等

年月日	審議内容等
令和2年8月5日(第1回)	計画の諮問について等
令和2年9月30日(第2回)	計画(第1章～第3章)について審議等
令和2年11月6日(第3回)	計画(第4章～第6章)について審議等
令和3年3月9日(第4回)	計画(最終案)について審議等
令和3年3月15日	計画について答申

(2) 花巻市教育委員会議・協議会における協議等

年月日	審議内容等
令和2年5月11日(協議会)	計画策定について等
令和2年8月24日(定例会)	スケジュール・審議会の意見報告等
令和2年9月28日(協議会)	計画(第1章～第3章)について協議等
令和2年11月18日(協議会)	計画(第4章～第6章)について協議等
令和2年12月25日(定例会)	パブリックコメントの実施等について報告
令和3年2月24日(協議会)	計画(最終案)について協議等
令和3年3月25日(定例会)	計画議決

(3) 総合教育会議における協議

年月日	審議内容等
令和2年5月18日(第1回)	計画策定と教育大綱の改定について協議
令和2年11月27日(第2回)	計画策定の中間報告等
令和3年3月26日(第3回)	計画骨子による教育大綱改定について協議

(4) 社会教育委員会議における協議等

年月日	審議内容等
令和2年7月28日(第1回)	計画策定の方針について説明
令和3年1月19日(第2回)	計画(素案)について協議
令和3年3月16日(第3回)	計画(最終案)について説明

3. 花巻市教育振興審議会への諮問と答申

(1) 花巻市教育振興審議会に対する諮問

2花教企第66号
令和2年8月5日

花巻市教育振興審議会
会長 藤原 忠雄 様

花巻市教育委員会
教育長 佐藤 勝

第3期花巻市教育振興基本計画について（諮問）
花巻市教育振興審議会条例第2条第1号の規定により、第3期花巻市教育振興基本計画について諮問します。

(2) 花巻市教育振興審議会の答申

令和3年3月15日

花巻市教育委員会
教育長 佐藤 勝 様

花巻市教育振興審議会
会長 藤原 忠雄

第3期花巻市教育振興基本計画について（答申）
令和2年8月5日付け2花教企第66号で諮問のあった花巻市教育振興審議会条例第2条第1号の規定による標記計画の策定について、当審議会で慎重な審議を重ねた結果、適切であると認め、別添のとおり答申します。
今後もこの計画をよりどころとして、花巻市の教育がより一層充実することを期待します。

4. 花巻市教育振興審議会委員名簿(令和3年3月現在)

職名	所属団体等	氏名
会長	富士大学 経済学部教授	藤原 忠雄
副会長	岩手県立花巻北高等学校 校長	川村 俊彦
委員	花巻市教育振興運動推進協議会 会長	高橋 庄一
委員	花巻市校長会 小学校部会役員 (大迫小学校 校長)	宮川 琢夫
委員	花巻市校長会 中学校部会役員 (東和中学校 校長)	菊地 榮壽
委員	花巻市PTA連合会 副会長 (宮野目小学校 PTA)	阿部 衣絵
委員	花巻市私立幼稚園協議会 会長 (たかきこども園長)	照井 義彦
委員	(一財)花巻市体育協会 会長	似内 利正
委員	(公社)花巻青年会議所 前理事長 (株)スハースターズ 総合保険事務所)	藤田 甲之助
委員	花巻市法人立保育所協議会 会長 (第二若葉保育園 園長)	中村 浩希
委員	花巻学童クラブ 主任指導員	坂本 知彌
委員	ゆもと幼稚園 PTA	瀬川 富貴子
委員	社会福祉法人光林会 理事長	三井 信義
委員	公募委員	川村 均
委員	公募委員	菊池 敦子

5. 花巻市教育振興審議会条例(平成 18 年花巻市条例第 230 号)

花巻市教育振興審議会条例

(設置)

第 1 条 教育行政の基本的施策に関し、必要な事項を調査審議するため、教育委員会の諮問機関として、花巻市教育振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) 教育行政の推進に係る重要事項に関すること。
- (3) その他教育振興に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから花巻市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、教育委員会が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、第2条に規定する所掌事項に関し、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

6. パブリックコメントの実施結果

(1) 意見の募集期間

令和3年1月7日（木）～令和3年2月5日（金）

(2) 周知方法

市ホームページ、広報はなまき（令和3年1月15日号）への掲載のほか、市公式SNS、FMはなまき、有線放送で周知

(3) 資料の閲覧場所

花巻市教育委員会教育企画課、市役所本庁総務課、各総合支所地域振興課、生涯学園都市会館（まなび学園）、各振興センター、各市立図書館、花巻保健センターに備え付けたほか、花巻市ホームページに公開した。

(4) 意見募集の結果

ア 意見件数14件（意見提出者3人）

イ 備付素案閲覧件数111件（備付25件 ホームページ86件）

ウ 意見の内訳

項 目	件数
第1章 計画の策定に当たって	
第2章 本計画の基本目標と基本方針	
第3章 本市の教育をめぐる現状と課題	3
第4章 基本方針の実現に向けた取組	
1 子育て環境の充実	
2 学校教育の充実	
3 生涯学習の推進	3
4 スポーツの振興	
5 芸術文化の振興	1
第5章 市民とともに歩む教育行政の推進	4
第6章 計画の進行管理	1
全般・その他	2
合 計	14

エ パブリックコメントによる意見と市の考え方（詳細は別紙のとおり）

区 分	件数
意見等により計画を修正したもの	
意見が計画に含まれていると考えられるもの	1
質問への回答、要望等として対応するもの	12
その他	1
合 計	14

第3期花巻市教育振興基本計画（素案）に関する意見と市の対応の考え方 【パブリックコメント】

第1章 計画の策定に当たって 意見等なし。

第2章 本計画の基本目標と基本方針 意見等なし。

第3章 本市の教育をめぐる現状と課題

頁	項目	意見等	担当課	対応	対応種別
1	計画期間	「基本計画」の期間はR3～R7の5か年ですが、根拠となる「第3期花巻市まちづくり総合計画」は、R2～R5であることから、それとの整合は図られているのでしょうか？	教育企画課	本計画は、まちづくり総合計画の計画期間である令和5年度までの整合に努めています。また、ご指摘のとおり令和6年度以降を計画期間とする総合計画がないため、これが策定された場合には、別途作成する実施計画等の中で、事業等の整合を図っていきます。	3 質問への回答、要望等として対応するもの
5	2 本市教育の現状と課題 (1) 社会的な要素	第2期「基本計画」でも同じですが「互助共助」という表記があります。「花巻市まちづくり総合計画」では、頑なに「互助」という表記を避けています。それとの整合性を図る必要があるのではないかと。	教育企画課	本計画は、花巻市まちづくり総合計画の人づくり分野に掲げた政策・施策の実現に向け、本市教育行政の進むべき方向とこれを実現するための基本的な施策と目標、事業を明らかにするものであり、総合計画よりも更に詳しく教育行政に関する個別具休の内容を記載している場合があります。	3 質問への回答、要望等として対応するもの
10	5 感染症への慎重な対応と健やかな学びの保障	第3章に「5 感染症～」が加えられたことに感動します!!この度の「感染症」が(保健)体育科の内容に留まらぬよう、また、子どもたち自身の日常生活や将来の生活も考えるよう工夫してほしいです。 (追加意見)参考/根拠になりそうな情報/図書を付け加えます。 1月16日、サンセール盛岡で日本私塾会岩手支会教育懇談会が開かれ、盛岡市立城南小学校副校長武藤美由紀氏の講話がありました。講話の最後に氏は「津波被害からの復旧・復興10年による現在、今後は新型コロナウイルス感染症防止に努めている。この2つの貴重な体験から言えることは『常識的で、常識にとらわれないしなやかさ』である」と締め括りました。小生が最後に書いた「子供たち自身の日常生活や将来の生活も考えるよう工夫してほしいです」という教育内容へ活かしてほしい願いと通ずるものがあると感じた次第です。なお、氏は、東日本大震災の当時、大槌町派遣・駐在指導主事として大槌町の教育の復旧復興に尽力し、その後、県教育委員会指導主事、城南小学校(現職)と異動された方です。 望月 善次 共著『被災の町の学校再開』(2015年1月 岩手復興書店発行)	学校教育課	感染症の蔓延など、将来起こり得る危機的な状況に対して、自助・共助・公助の力で対応できるよう、「いきる」がかわる「そなえる」を教育内容の柱とする「いわての復興教育」や、「総合生活力」「人生設計力」を養う「キャリア教育」などとおして、子どもたちの資質・能力を高めたいと考えております。貴重なご意見として承ります。	3 質問への回答、要望等として対応するもの

(対応種別凡例)

- 1 意見等により計画を修正したもの
- 2 意見が計画に含まれていると考えられるもの
- 3 質問への回答、要望等として対応するもの
- 4 その他

第4章 基本方針の実現に向けた取組

1 子育て環境の充実 意見等なし。

2 学校教育の充実 意見等なし。

3 生涯学習の推進

頁	項目	意見等	担当課	対応	対応種別
26～29		平成20年度～令和2年度までの13年間にわたり生涯学習推進計画が策定され、その中で花巻市の生涯学習の基本理念や基本目標、減じようとする課題などが詳らかに記述されていました。ところが、令和3年度以降の生涯学習振興計画の策定は行われず、今般の教育振興基本計画に含むとの方針が同じました。教育振興基本計画(案)に記載されている内容を一読しましたが、生涯学習に関する部分は僅か4ページとかなり落差が著しく、質・量ともに遜色が認められます。なぜこのような相対的な取り扱いは選択する必要があるのか、この判断に至る経緯と合理的な根拠を示してください。生涯学習振興計画はこれまで通り、単独計画として別途策定するべきものです。	生涯学習課	花巻市生涯学習推進計画と、花巻市教育振興基本計画のうち、生涯学習分野の記載内容は、「課題分析」「基本方針」「施策体系」「施策の取組」「事業」「計画の推進体制」「進捗管理」の構成がほぼ同一であり、記載内容についても多くの部分が重複しておりましたことから、第二期花巻市生涯学習振興計画の終期にあわせて、花巻市まちづくり総合計画中期プランとの整合性も図ったうえで、また、独自の生涯学習振興計画を策定せず、教育振興基本計画において推進を図っている岩手県などの動向を考慮し、花巻市生涯学習推進計画を第3期花巻市教育振興基本計画に包含したものであります。生涯学習の全体的視点と長期的な視点に立ち評価・改善を重ね、社会教育委員会等のご意見を反映させ、事業計画を構築していきたいと考えております。	3 質問への回答、要望等として対応するもの
26～29		地域の学習拠点であり事実上の社会教育施設である27振興センターの「これからまなびの場」としてのビジョンがまったく見えない。地域での学びの再設計を迫られるタイミングに加えて今般のコロナ禍が及ぼした影響は甚大であるにも関わらず、振興センターが果たすべき生涯学習支援の具体的役割や機能についての言及がどこにも見られないのはあまりにも課題意識が無さすぎです。	生涯学習課	現時点において、各振興センターの生涯学習活動は、生涯学習の考え方を踏まえながら、各地域の特色を生かす地域づくり資する事業として自主的、かつ積極的に実施されております。また、今年度、新型コロナウイルスの影響下にあっても、各振興センターとも工夫を凝らし対応しております。これをさらに継続、発展させるため、生涯学習課及び各総合支所生涯学習担当は、今後支援体制を整え積極的な支援を行ってまいります。	3 質問への回答、要望等として対応するもの
28	(3) 国際化の推進 【課題】	28ページの④⑤は「国際化の推進」の新しい課題であると思います。その意味で4～5ページの一部としても触れる価値があるのでは？ (追加意見) 参考/根拠になりそうな情報/図書を付け加えます。 鈴木 孝夫 著『日本語教のすすめ』(2009年10月発行、新潮新書)の特に第5章は、真委員会(案)の計画の後押しになると考えます。	生涯学習課 教育企画課	本市教育の現状と課題(1)社会的な要素5ページの5段落目「さらに、…」の部分に当該背景や課題について記載しています。	2 意見が計画に含まれていると考えられるもの

4 スポーツの振興 意見等なし。

5 芸術文化の振興

頁	項目	意見等	担当課	対応	対応種別
34	(1) 芸術文化活動の推進 【課題】③	「文化会館の大規模な改修等が必要」と課題認識が記されていますが、今後どうするか？は触れられておりません。文化会館は、今までも部分的な改修や修繕がなされてきましたが、課題認識のままで時を経過すれば施設の損傷や老朽化はますます進み、改修等の範囲や規模が大きくなるかと予測されます。また、同時に円滑な活用や運営に支障が生じてくることも予測されます。このことから、本計画の事業に「文化会館改修事業」を加え、今後具体的に改修事業を進めていくべきと考えます。本件での様子見や先延ばしは、すでに終わっていると思います。	生涯学習課	文化会館の今後の対応につきましては、「5 芸術文化の振興」「(1)芸術文化活動の推進」の34ページ「取組」として「文化会館については、快適な施設環境を維持するため、計画的な修繕を行うほか、長寿命化に向けた施設改修について検討を進めることとしております。今年度につきましては、照明設備の改修を実施しておりますほか、今後も必要な改修については、より具体的な検討を進めてまいります。	3 質問への回答、要望等として対応するもの

第5章 市民とともに歩む教育行政の推進

頁	項目	意見等	担当課	対応	対応種別
38	2 事務局・機関等の機能強化	“市長部局に移管・補助執行している生涯学習部門云々”との記述があります。①ここで言う移管とは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条に規定する「職務権限の特例」のことを指し示すものですか？②ここで言う生涯学習部門とは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条に規定する「教育委員会の職務権限」のどの項目を指し示すものですか？	生涯学習課 教育企画課	①地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定による花巻市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例（平成20年花巻市条例第53号）の定めるところにより、市長が事務を管理し、及び執行することとしている（1）スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）、及び（2）文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）を示しています。 ②法第21条第12号及び第13号を示しています。なお、具体的な補助執行事務については、花巻市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成19年花巻市教育委員会規則第9号）第2条の表に規定しています。	3 質問への回答、要望等として対応するもの
38	2 事務局・機関等の機能強化	新図書館と賃貸住宅の併設案を巡る一連の騒動では、「補助執行」の枠を逸脱した上田市長の勇み足で新図書館整備事業が一年近く空転しました。唐突に提示された賃貸住宅付き駅前図書館構想が引き起こした迷走劇の背景は、本来の事務権限者である教育委員会が「補助執行」を口実に生涯学習に関わる事務事業をすべて市長部局に丸投げして適切な関与を怠った結果ではないでしょうか。	生涯学習課 教育企画課	・教育委員会の方針に従い、補助執行を受けた市長部局は適正に事務を処理しているものと考えています。 ・図書館整備事業に関しても、教育委員会や教育委員会協議会の中で協議を重ねているところであり、教育委員会のみならず、市政全体において重要な施策となりますので、計画案にも記載のとおり、情報共有をより一層充実させ、今後も緊密な連携のもと対応して参ります。	3 質問への回答、要望等として対応するもの
38	2 事務局・機関等の機能強化	逐条地方自治法（学陽書房）によると、地方自治法第180条の7は、第180条の2と対照をなす「補助執行」制度についての規定です。教育委員会から市長部局への事務の「補助執行」の制度は、教育委員会の自主性と職務権限の独立性を侵害しない程度において、地方公共団体の機構を簡素化し事務の能率的処理を促進し、地方公共団体の一体的行政運営を確保しようとする意図に基づき設けられたものです。地方自治法の趣旨からすると、権限自体は本来の執行機関である教育委員会にあるのですから、上田市長が立地適正化計画のもとで主導しようとする新図書館整備事業の進め方は牽強付会かつ本末転倒だっただけではないでしょうか。	生涯学習課 教育企画課	・図書館整備事業に関しては、教育委員会や教育委員会協議会の中で協議を重ねているところであり、教育委員会のみならず、市政全体において重要な施策となりますので、計画案にも記載のとおり、情報共有をより一層充実させ、今後も緊密な連携のもと対応して参ります。	3 質問への回答、要望等として対応するもの
38	2 事務局・機関等の機能強化	市長部局への「補助執行」は、くれぐれも教育委員会の自主性と職務権限の独立性を侵害しないよう十分に検討を重ねて行う必要があります。これまでの紆余曲折を奇貨として、教育委員会の権限に属する事務については市長部局と慎重に協議を重ねて判断し、その上で教育委員会の権限について明確化しておくべきものと考えます。委任者である教育委員会と受注者である市当局それぞれの「補助執行」についての考え方を伺います。	生涯学習課 教育企画課	・補助執行に関しては、花巻市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に補助執行に関する規則、花巻市長の権限に属する事務の補助執行に関する規定に定めるとおり、明確に事務の分担がなされているものと考えられます。 ・計画案のとおり、教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保、多様な民意の反映という執行機関としての役割を十分に果たすべく、市長との緊密な連携のもと、市民の意思を的確に反映した教育行政の推進に努めていく所存です。	3 質問への回答、要望等として対応するもの

第6章 計画の進行管理

頁	項目	意見等	担当課	対応	対応種別
39	計画の進行管理	<p>コロナ禍で社会全体が大きく変容することが予想され、教育全般のあり方をしっかりと見つめ直すフェーズにも関わらず、これまでの計画内容とさして変わり映えしない印象です。例えば、地域に相違した生涯学習活動の支援や教育機関である図書館の整備事業はかなり優先度合いが高い重点施策になると思われますが、これから5年間にわたり計画期間内に到達するべき目標がまったく明確化されていないでしようか。政策評価やEBPM (Evidence Based Policy Making) に基づいて策定された計画とは思えません。これまでの教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について改善を図るべき点は無かったのでしょうか。</p>	生涯学習課 教育企画課	<p>本計画は、第1章に記載の計画の「人づくり分野」に掲げた政策・施策の実現に向け、本市教育の進むべき方向と、これを実質するための基本的な施策と目標を定めるとともに、目標達成のために必要な事業を明らかにするため策定するものです。このため、本計画は国や県が策定する「教育振興基本計画」を参照し、「まちづくり総合計画」との整合を図りつつ、感染症への慎重な対応とコロナ禍での「学びの保障」という現計画にはない、昨今の重要な課題を取り上げ、これに対応する必要な取組・事業を掲載しています。また、第3期計画(案)の状況を反映した内容として構成しています。また、客観的に掲載する取組・事業については、現行の第2期計画に示すPDCAサイクルのもと、毎年度の点検評価のほか、計画期間全体における達成状況の評価を行い、その結果を教育委員会協議会や教育振興審議会の場で十分に審議いただき、「継続・廃止・見直し」の選択を促すこととしていきます。本計画策定に当たっては、国計画で設定した指標の参酌やエビデンスデータとの比較による指標設定にも努めておりますが、国等からの新たな情報提供があった場合には、必要に応じて評価方法等の見直しを行ってまいります。</p>	3 質問への回答、要望等として対応するもの

全般・その他

頁	項目	意見等	担当課	対応	対応種別
	計画全体の分量	<p>「基本計画」の第1～6章全体の分量について、第2期は33ページであるのに対し、第3期は多くの加除と組み替えを加え、大幅に増えている(39ページ)。教育長はじめ関係職員は教育改革の熱意の現れと受け止め感服しています。</p>	教育企画課		4 その他
	計画策定全般	<p>典型的な教育委員会事務局主導の作文調です。教育委員の方々の花巻市の教育に対する理念や熱意、知見は全体を通してどこにも戻ってこないことが出来ませんでした。公表されている教育委員会会議の会議録を讀んでも生涯学習についての言及は皆無。教育振興審議会にも誰一人として教育委員は出席していませんでした。教育委員会は合議制の執行機関であって教育長の単なる諮問機関ではないのですから、重要な基本計画づくりを事務局任せにして傍観者の姿勢を決め込むような有様では教育委員の責にも疑問を持たざるを得ません。そのような人材を教育委員に多数起用した上田市長にも責任があります。</p>	生涯学習課 教育企画課	<p>教育委員は、適切に事務の遂行を行っており、計画案は教育委員の関与のもとで策定されています。 (教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、地方公共団体が制定する計画として、教育委員会がその策定を担っています。本計画(案)の策定に当たっては、教育委員会・協議会・協議会を4回、総合教育協議会を2回開催する中で、活発な議論をいただき、コミュニティの縮小問題や家庭教育力の向上、部活動と地域スポーツの連携、芸術・文化関連施設の老朽化問題等、生涯学習に関するも非常に多くの意見をいただき、計画(案)は、これらの意見をも十二分に反映した内容となっております。また、教育委員会の諮問機関として条例に基づき設置している教育振興審議会では、教育委員会議で協議・検討した内容について、計画(案)作成までに3回の審議をいただき、いただいた意見等は計画への反映に努めています。教育振興審議会の組織は、条例の規定により、15人の委員を委嘱し、その構成には教育委員は含まれておりませんが、本計画を諮問している教育委員会の代表者として、開催の都度、教育長が出席し、慎重かつ積極的な議論をいただいています。)</p>	3 質問への回答、要望等として対応するもの

7. 各小中学校・保護者への意見募集結果

(1) 意見の募集期間

令和2年12月18日（金）～令和3年1月22日（金）

(2) 意見募集の方法

各小中学校長及び各小中学校PTA会長に計画（素案）を送付し、Eメール、FAX、電話等により意見を募集

(3) 意見募集の結果

ア 意見数 18件

(ア)小中学校長（1校・9件）

(イ)小中学校PTA会長（3校・9件）

(4) 意見の内訳

項目	件数		
	学校	保護者	計
第1章 計画の策定に当たって			
第2章 本計画の基本目標と基本方針			
第3章 本市の教育をめぐる現状と課題	1	2	3
第4章 基本方針の実現に向けた取組			
1 子育て環境の充実	1		1
2 学校教育の充実	3	5	8
3 生涯学習の推進	1		1
4 スポーツの振興	1	1	2
5 芸術文化の振興	1	1	2
第5章 市民とともに歩む教育行政の推進			
第6章 計画の進行管理			
全般・その他	1		1
合計	9	9	18

(5) 意見と市の対応の考え方(詳細は別紙のとおり)

区分	件数
1 意見等により計画を修正したもの	5
2 意見が計画に含まれていると考えられるもの	8
3 質問への回答、要望等として対応するもの	4
4 その他	1
合計	18

第3期花巻市教育振興基本計画（素案）に関する意見と市の対応の考え方

【各小中学校長・各小中学校PTA会長】

(対応種別凡例)
 1 意見等により計画を修正したもの
 2 意見が計画に含まれていると考えられるもの
 3 質問への回答、要望等として対応するもの
 4 その他

第1章 計画の策定に当たって・第2章 本計画の基本目標と基本方針 意見等なし。

第3章 本市の教育をめぐる現状と課題

頁	項目	意見等	担当課	対応	対応種別
4	2 本市教育の現状と課題 (1) 社会的な要素 (4) 生涯学習	<p>・「地域コミュニティの縮小という現状を踏まえて、構築していく必要がある」と明記。 ・その要因として「個人主義的な風潮が進み他者関与が難しくなっている」と明記。 そのことで「教育力の低下が危惧される状況にある」とし、「このことから、家庭の教育力を向上させるための取組と共に、地域が人を育て、地域が人を作る好環境を実現できるよう、地域における互助共助の活動を支援していく必要がある」と明記しています。「生涯学習を通じて得た知識や技術を、「地域づくり」や「次世代の人材育成」につなげていくことが重要」と明記。</p> <p>また、「生涯学習としても家庭をサポートするために、子どもの教育は基より、親子の絆を深めるための「家族」を対象とした子育てに関する情報や学習機会を提供し家庭の教育力の向上を図っていくことが重要【再掲】と記しています。</p> <p>これらの課題を解決するための事業が見られません。これらの課題の解決は、「まなび学園」の講座及び各地域の「振興センター」の主権事業といった、個々の実施主体による事業で解決できるものではないと考えます。また、個々がバラバラに取り組むのではなく、市としての方向性を持って取り組むものと考えます。</p> <p>更に、生涯を通じた学び、生きがいとしての「生涯学習(個人の「学習」)」ではなく、「社会教育(学校教育の教育課程を除く、組織的な「教育」活動)」として、(学校教育)において先生が生徒を指導するように)行政が主体的に地域の大人に対して働きかけなくては、解決に至らないものと考えるところです。</p>	生涯学習課	生涯学習課やまなび学園、各振興センターで実施している各種の講座につきましても、個々の施設がバラバラに取り組んでいるものではなく、教育基本法に定められている「個人の要望や社会の要請に基づいて広く社会において行われる教育」、また「社会教育審議会答申」による「国民の生活のあらゆる機会と場所において行われる各種の学習を教育的に高める活動」を踏まえ、実情に合わせたテーマを年度毎に設け、一定の方向性を定め、組織的に社会教育行政として実施しているものであります。	2 意見が計画に含まれていると考えられるもの
5	2(1)社会的な要素 ※最後3行	<p>「コミュニケーション」と「コミュニケーション能力」の表記を揃えた方が良いと思えます。また、使い分けの意図があれば、その違いについて補足する必要があるかと思えます。</p>	教育企画課	外国人とコミュニケーション能力の一部である「コミュニケーションスキル(知識)」を深める必要性が高まり、市民一人ひとりが他者との意思疎通を上手に図る「コミュニケーション能力」を向上させる必要があるため、次のとおり記載を修正いたします。 <p>「外国人とのコミュニケーション力の向上や外国に関する知識を深める必要性が高まり、市民一人ひとりが、市民一人ひとりの国際感覚とコミュニケーション能力を向上させる必要があると考えています。」</p>	1 意見等により計画を修正したもの
8・9 ※30 ～36	2(4)生涯学習 (5)スポーツ (6)芸術・文化	<p>スポーツに関して、芸能に関して、全人がスポーツが好きかと言えばそうではないと思ひ、苦手がある人もいます。運動をしていないイコールそれはいけない、だめな事ではないと思われる。芸能活動においてもそのとおりなので、相互のバランスを取りつつ、最低限興味ができる事を子ども世代、大人世代に体験できるきっかけ作りが必要だと思ふ。また、文化・スポーツにおいて、市全体で最も力を入れるものを持してもいいのではないかと思われる。人口から選択肢が多すぎるような気がする。力を入れるものが分散傾向。</p>	生涯学習課 スポーツ振興課	文化・スポーツの振興につきましては、ご指摘のとおり、子ども大人も広く体験できるきっかけづくりが、重要と考えますことから、今後も体験会や講座などを通じて市民の皆様が広く体験できる機会の創出に努めてまいります。	3 質問への回答、要望等として対応するもの

第4章 基本方針の実現に向けた取組

1 子育て環境の充実

頁	項目	意見等	担当課	対応	対応種別
12	子育て支援の充実 家庭の教育力向上 就学前教育の充実	子育てに係る啓発・交流促進等は、「子育て支援センター」及び「保育園 幼稚園・認定こども園」に任せているように見受けられます。 生涯学習課、こども課が担当するのは、「施設整備・管理」「資金貸付」「研修のみ」でしょうか。対象者に対して意図的・計画的に働きかける「教育」の計画でするので、環境を整えるのみならず、「子育て」「家庭の教育力低下」等、諸課題の解決にあたる担当課としての「保護者へのアプローチ」が事業化されると良いかと思えます。担当課としての課題解決に係る意思表示があつてこそ、各施設の取組を後押しするものと考えます。 P14には、「生涯学習としても家庭をサポートするために、子どもの教育は基より、親子の絆を深めるための“家族”を対象とした子育てに関する情報や学習機会を提供し家庭の教育力の向上を図っていくことが重要」と記しています。 この推進に責任を持って取り組む、評価を受けるのは「まなび学園」や「保育園・幼稚園・認定こども園」ではなく、担当課である生涯学習課と考えますので、担当課としての取組を示していただきたいと思っています。	生涯学習課 こども課	【こども課】 子育て環境の充実を図るため、家庭の教育力の向上を掲げておりますが、素案において「保護者へのアプローチ」の一環として、家庭における子どもたちの基本的な生活習慣等の定着を図るため、保護者と子どもが一層に取り組めるよう、ニコニコガイドの発行、家族でニコニコチャレンジ、ニコニコせむせむ体験等の事業を実施し、保育園・幼稚園・認定こども園等を通じて啓発と推奨に取り組むこととしております。 【生涯学習課】 「生涯学習」としても家庭をサポートするために、子どもの教育は基より、親子の絆を深めるための「家族」を対象とした子育てに関する情報や学習機会を提供し家庭の教育力の向上を図っていくことが重要」の記載に基づきましては、素案段階で、「教育振興運動の実践組織と連携・協調」ながら、「家族」を対象とした子育てに関する情報や学習機会を提供していくことが重要」と変更しております。 ・家庭教育の推進につきましては、乳幼児期から学童期、青年期に至るまで幅広い年代とそと保護者に働きかけることが必要であるため、教育委員会、生涯学習部や健康福祉部など庁内で連携した対応が必要であると考えます。このことから、そのうち就学前期、義務教育期の対応及び、青少年健全育成の推進の分野に関して、この計画に取組を記載し推進するものであります。	2 意見が計画に含まれていると考えられるもの

2 学校教育の充実

頁	項目	意見等	担当課	対応	対応種別
16	【基本方針】	考え方の前提として、「知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成」は大切なことですが、その育成の主体・責任は「学校教育」にあるとは考えておりません。 「知」・・・100%「学校教育」が責任をもって担うもの 「徳」・・・「家庭教育」が主となり、「学校教育」「地域の教育力」がサポートするもの 「体」・・・従来の「学校教育」中心から「地域スポーツ」が主となるよう移行期であるもの。(健康・運動の大切さや基本的な動きを理解する「知」としては「保健体育」の授業が担うところですが、部活動を「任意参加」であると明らかにした以上、受け皿としての「地域スポーツ」の体制づくりが急務です) 「知・徳・体」のバランスのとれた児童生徒の育成にあたり、取り巻く大人が連携を図り、責任を持って役割を分担することが必要と考えています。「学校教育」が「知・徳・体」のすべてを担う考え方を、すべての大人が改める必要があると考えており、計画に反映させたいところです。	学校教育課	知育、徳育、体育、休養の全てを学校教育が担うものとは捉えておらず、社会教育や家庭教育などにより児童を取り巻く全ての大人が連携して取り組む必要があると認識しています。該当の基本方針には、「家庭や地域と連携した学校づくり」や「チーム学校」として取り組むことを明記しており、意見と一致していると考えております。	2 意見が計画に含まれていると考えられるもの
16	【成果指標】 児童生徒の学力の定着状況	令和7年度までの指標が示されているが、岩手県教育委員会では、現状のまま(実施教科、質問紙の項目等)学習定着度状況調査を継続する予定なのでしょうか。また、県平均に対して最終的に1ポイント上回ることを目標としているが、この数字は5教科の平均で見ると、国数(英)といった特定の教科なのか、わかりにくいと思います。そもそも、県平均を「1ポイント」上回るという指標が良いのか、疑問です。本来の学習定着度状況調査の趣旨は平均ポイントを上げることでなく、児童生徒一人一人の状況把握、特にもともと学力が低い児童に「つまづき」に着目し、その改善のための授業改善にあると示していますので、「平均正答率」が指標が良いのか、疑問を感じます。	学校教育課	岩手県教育委員会では、学習定着度状況調査について、毎年度県直しを図りながら実施しています。現時点では、次年度以降の調査内容等については、特定の教科ではなく学習定着度状況調査で実施する全教科の平均で見ます。学習定着度状況調査実施の趣旨は、ご指摘のとおりであり、各学校でも趣旨に沿った形で調査結果を活用しています。本計画では、花巻市の子どもたちの学力の定着状況について、市民の皆様によりわかりやすく具体的な数値でご理解いただければ、県平均と比較した数値を指標としています。	2 意見が計画に含まれていると考えられるもの
18 20	【事業】 小学校・中学校外国語教育推進事業(の内容)	(1)学力の向上の事業③ 〔市内小・中学校に外国語指導助手を派遣、……等〕 (3)豊かな人間性の育成の事業② 〔外国語指導助手の各校派遣〕 一表記を揃えなくて良いでしょうか。	学校教育課	〔外国語指導助手の派遣〕に統一します。	1 意見等により計画を修正したものの

頁	項目	意見等	担当課	対応	対応種別
18	(2)体力力の向上	“5年後の姿”に向けて、令和3年～令和7年の5年間のプロセス・取組を示すのが本計画と考えます。令和2年度に部活動の“任意参加”を記したガイドラインを策定し、“5年後の部活動の在り方”はどのようなものか。5年後も、今までのままだま”なのではないか、本計画は、“今、取り組んでいること(小体連・中体連の支援)”を記すのでしょうか。“5年後の部活動の姿”を示し、そこに向けた“準備のプロセス”を示していただきたいと思えます。	学校教育課	部活動の地域スポーツへの移行については、本基本計画の「(6)教育環境の充実」に新たに記述し、基本的な取組を示しています。準備のプロセスとしては、「事業」⑨の部活動適正化促進事業に記載している部活動指導員の配置を進め、部活動のあり方検討会議の中で具体的な取組を検討していくこととしています。	2 意見が計画に含められていないと考えられるもの
22	(6)教育環境の充実 【取組】 ◆学校のICT環境の整備	令和 年 月 策定の「花巻市ICT推進計画」とあるが、年月の記載がない。	学務管理課	令和3年3月策定の「花巻市ICT推進計画」とします。	1 意見等により計画を修正したものの
23	(6)教育環境の充実 【取組】 ◆部活動の適正化と教職員の働き方改革	「◆部活動の適正化と教職員の働き方改革」の項目の中で「部活動の地域スポーツへの移行により、教員の負担を軽減し」と明記されておりますが、その移行の取組が「事業」として記されておりません。是非、関係課との連携により「移行の過程を事業化」してほしいと考えます。「地域スポーツ」においては、指導者の多忙及び指導者不足が課題としてあげられておりますので、「部活動の地域スポーツへの移行」を機会に、「地域スポーツ」の課題解決及び活性化につなげていくことも可能と考えます。 また、「部活動」だけが働き方改革ではないと考えます。部活動指導員の配置による「部活動適正化促進事業」のみならず、学校・家庭・地域の責任を明確にして、連携を図りながら児童生徒の育成のあたり、地域人材を効果的に学校教育に活用する「学校地域協働連携事業」も働き方改革と考えますので、その意図・視点を計画に明記するとともに、その趣旨において教員の意識改革につなげる事業の実施をご検討願います。 ※「不変(変わらないもの)」と「流行(変わるもの)」のどちらも大切ですが、どちらなのかを見極めて、今後の方向性を示すのが行政の役割であり、その具体的な見通しと取組を記すのが計画と考えます。 “5年後”は変わっているはずですが、また、変えなくてはなりません。 その変える取組を意図的・計画的に記す計画であって欲しいと考えます。“5年後”を見据えた時に、“例年どおり”は退化だと思えます。	学校教育課	部活動の地域スポーツへの移行については、本基本計画の「(6)教育環境の充実」に新たに記述し、基本的な取組を示しています。準備のプロセスとしては、「事業」⑨の部活動適正化促進事業に記載している部活動指導員の配置を進め、部活動のあり方検討会議の中で具体的な取組を検討していくこととしています。部活動団体と情報や具体的な方針を共有しながら取組を検討することとしています。 また、学校地域協働連携事業の視点、意図については、【事業】⑨学校地域協働連携事業に、地域人材を活用した学習支援、コミュニティ・スクール調査等と記載しており、また、コミュニティ・スクールに係る基本的な取組については、「◆コミュニティ・スクールの導入」に明記しております。	2 意見が計画に含められていないと考えられるもの
23	【取組】 ◆部活動の適正化と教職員の働き方改革 ※最後の行	…本来業務に専念できる時間を確保に努めます。 →…本来業務に専念できる時間を確保に努めます。	学校教育課	「時間の確保」に修正します。	1 意見等により計画を修正したものの
25	図【小学校・中学校】	「〇確かな学力の保障」とありますが、これまでの「学力向上」ではなく「保障」となるのは意図があるのでしょうか。「学力の保障」は県内の教育関係者にかかイメージがでないと思います。	学校教育課	文部科学省作成資料等でも「学びの保障」や「学習保障」など、「保障」という語を使用しています。本計画では、子どもたちが学力を身に付けるためのよりよい学習環境を整えたいと考え、「保障」という語を使用しています。	3 質問への回答、要望等として対応するもの

頁	項目	意見等	担当課	対応	対応種別
27	(2) 青少年健全育成の推進 【課題】③	<p>「③インターネットやスマートフォンによる犯罪が多様化していることから、時代に合わせた青少年の非行防止策を講じていく必要がある」と明記していることか。</p> <p>これらの課題を解決するための事業が見られませんが、これらの課題の解決は、「まなび学園」の講座及び各地域の「振興センター」の主催事業といった、個々の実施主体による事業で解決できるものではないと考えます。また、個々がバラバラに取り組むのではなく、市としての方向性を持って取り組むものと考えます。</p> <p>更に、生涯を通じた学び・生きがいとしての「生涯学習（個人の“学習”）」ではなく、「社会教育（学校教育の教育課程を除く、組織的な“教育活動”）」として、（学校教育において先生が生徒を指導するように）行政が主体的に地域の大人に対して働きかけなくては、解決に至らないものと考えるところです。</p> <p>「地域における互助共助の活動を支援していく」とありますが、支援者ではなく「主体者としての取組」を希望します。また、本計画がこの課題の解決を「まなび学園」及び「振興センター」の講座・事業任せなのであれば、改める必要があると考えます。生涯学習課として、この解決にどのような取り組みのかを新編事業化する必要があると考えます。</p>	生涯学習課	<p>③につきましては、素案の段階で「インターネットやスマートフォン等の普及などにより犯罪が多様化していることから、犯罪に巻き込まれないように正しい利用の仕方について啓発を図る必要がある」と修正しております。</p> <p>この課題への「取組」として、「関係機関との連携を強化します」と記載しており、生涯学習課のみならず、学校教育課、こども課、市民生活総合相談センター（少年センター）、さらには、花巻警察署や市内各学校などの連携が必要と考えます。こうした各機関が連携し推進を図る事業として、少年センターや、花巻警察署などの関係機関を講師として派遣する、「ふれあい出前講座」を事業として掲載しております。各学校等でもこうした事業の積極的な活用をご検討願います。</p>	2 意見が計画に含まれていないと考えられるもの

頁	項目	意見等	担当課	対応	対応種別
4	スポーツの振興				
30	(1) 生涯スポーツの振興 【取組】 ◆生涯スポーツ活動の推進	<p>「部活動の地域スポーツへの移行」と明記（P23）されており、生涯スポーツの振興のための取組として「地域主体のスポーツ活動を支援するとともに、その育成と定着化、安定経営に向けた検討」とあります。</p> <p>本計画において、「5年間」検討するのではなく、「5年後の地域スポーツの在り方」をイメージし、それに向けた取組の連携により、「5年後の地域スポーツの在り方」をイメージし、それに向けた取組課題を事業として、本計画に明記していただきたいと思っております。</p>	<p>スポーツ振興課 学校教育課</p>	<p>【学校教育課】 部活動の地域スポーツへの移行については、本基本計画の「(6)教育環境の充実策」に新たに記述し、基本的な取組を示しています。準備のプロセスとしては、「事業」⑨の部活動適正化促進事業に記載している部活動指導員の配置を進め、部活動のあり方検討会議の中で具体的な取組を検討していくこととしています。部活動のあり方検討会議にはスポーツ振興課や学校教育課の職員も出席し、関係機関や団体と情報や具体的な方針を共有しながら取組を検討することとしています。</p> <p>【スポーツ振興課】 部活動の地域スポーツへの移行への具体的な事業は、部活動のあり方検討会議にて検討決定されていくものであると認識しています。</p> <p>当課では、部活動の地域スポーツへの移行とは別に、すでに地域スポーツや競技スポーツの推進や支援を行っております。今後は、各競技の指導者等の養成を拡充していくこととしており、これらが部活動の受け入れにつながっていくものと考えております。</p> <p>今回の明記等については、学校教育課同様、部活動のあり方検討会議などで、関係機関や団体と情報や具体的な方針を共有しながら取組を検討することとしています。</p>	2 意見が計画に含まれていないと考えられるもの
30	(1) 生涯スポーツの推進	<p>スポーツ少年団など小学校の時に入団しても、中学に進学すると部活がなく子供達のがやりたくてもやれない事をなんとかしてもらいたい。</p>	<p>スポーツ振興課 学校教育課</p>	<p>【学校教育課】 中学校の施設環境に限られ、生徒や教員の数も減少傾向にあることから、新たな部を設置することは難しい面があると考えられます。一方、部活動は生徒による自主的・主体的な活動であることから、部の設置については生徒のニーズを考慮する必要があると考えます。施設環境や、生徒や教員の数、地域の指導者の有無、保護者による支援、学校の方針等、各学校によって状況は異なることから、部活動の設置については、教年後の状況も見据え、学校、生徒、生徒、PTA等で検討していただきたいと考えます。</p> <p>【スポーツ振興課】 生徒数の減少に伴い教員数も減少していることから、生徒の多様なニーズに応じた部を設置することは困難であると同様と考えております。現在、生徒のニーズへの対応や教員の負担軽減等を目的とした部活動指導員が各学校に配置されていることから、部活動指導員の人材となる地域の指導者を育成するための取組を進めてまいりま</p>	3 質問への回答、要望等として対応するもの

頁	項目	意見等	担当課	対応	対応種別
33	[目標設定の根拠] ※5行目	…コロナウイルス感染症拡大防止のため… →…新型コロナウイルス感染症拡大防止のため…	生涯学習課	「新型コロナウイルス感染症拡大防止のため」に修正します。	1 意見等により計画を修正したもの
37	(4) 民俗芸能の伝承 【課題】①	「後継者不足から伝承に苦慮している団体もあり、後世に引き継いでいくための取組が必要」という課題は、花巻市のみならずのもです。担い手の高齢化が進み、更に地域の人口減・児童生徒数が減少する中、「鑑賞会」「フェスティバル」「小中学校への派遣」等、発表する機会ばかりが増えるのは団体の負担増でこそあれ、後継者不足の解消につながるものなのかと考えるところでは、「地域の芸能」として考えるのであれば、コミュニティスクールを機に、小中学校の取組に位置づけること。または地域の理解をえた上で、存続させるためには“地域の芸能”ではなく“市の芸能”として、県内外・市内広域から担い手(サポーター)を集め、それを市が支援する等の事業が必要と考えます。地域任せの伝承から“市の財産”として伝承へ。	文化財課	発表する機会が増えるということは、民俗芸能団体の負担が増えるという面は確かにありますが、団体における方々、自分たちの芸能を戻してもらえという発意欲の向上、練習する目標・張り合いができること、また、見た人が興味を持ち、活動に参加してもらってキッカケとなることを期待しているという声を聞きます。市教委では、H30から民俗芸能団体の方々と意見交換会を毎年行っており、民俗芸能の伝承に向けた意見としては、子供たちや若い人たちに民俗芸能を普及させるため、強制的ではなく、楽しく活動できる環境づくりや、興味を引く工夫が必要、学校で民俗芸能に触れる機会を設けることも有効な手段であるとの意見をいただく体制づくり、同系統の団体同士の助け合う仕組みを構築することが必要との意見がありました。貴職からいただいた「市の芸能」「市の財産」という視点も大切な事と認識しつつ、市としては、意見交換会の意見をもとに、できることから進めていきたいと考えております。	3 質問への回答、要望等として対応するもの

第5章 市民とともに歩む教育行政の推進・第6章 計画の進行管理 意見等なし

全般・その他

頁	項目	意見等	担当課	対応	対応種別
1～20 第1章～第3章		第1章「計画の策定に当たって」、第2章「本計画の基本目標と基本方針」、第3章「本計画の教育をめぐる現状と課題」は、記載の通りと考えます。	教育企画課		4 その他



令和 3 年 3 月 花巻市教育委員会事務局 教育部教育企画課
〒028-3163 岩手県花巻市石鳥谷町八幡第 4 地割 161 番地
TEL 0198-45-1311 FAX 0198-45-1321
URL <http://www.city.hanamaki.iwate.jp>